

イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期における ホールディング・チャージについて

和田進士

はじめに

第一節 ホールディング・チャージ

第二節 PACE制定過程期

第一章 フィリップス委員会

第一節 フィリップス委員会への意見書

第二節 フィリップス委員会の調査報告書など

第三節 フィリップス委員会の勧告

第二章 警察・刑事証拠法案議会審議

第一節 PACE三一条、四一条四項

第二節 PACE三四条二項

第三節 PACE三七条二項

第四節 PACE四一条五項

第五節 PACE四八条

第三章 検討と考察

第一節 議論の整理

第二節 PACEによるホールディング・チャージの規制状況

第三節 裁判官準則期における議論とPACEとの関連

はじめに

第一節 ホールディング・チャージ

イギリスにおける被疑者取調べについては、最初の四か条が一九二二年に作られた旧裁判官準則 (Judges' Rules)⁽²⁾ が、一九三〇年内務省回状 (Home Office Circular)⁽³⁾ によって補充されることよって、身柄拘束中の被疑者への取調べを禁止していた⁽⁴⁾。この旧裁判官準則については、内容が明確でないとか、捜査活動の不当な障害になるなどの批判があつたので、女王座部の裁判官で委員会が構成され改正が検討された。その結果、新裁判官準則⁽⁵⁾ が一九六四年一月に全裁判官の同意を得て成案を見、内務省から内務省回状の形で公布された⁽⁶⁾。そして身柄拘束中の被疑者取調べの禁止の問題は、一九六四年に全面改正された新裁判官準則の下でも問題となつた。しかし新裁判官準則一条は⁽⁷⁾ 逮捕と告発 (charge)⁽⁸⁾ の間に尋問を許した。そのことは、一九六九年のシャーパーン・ピン・フセイン対チョング・フーク・カム事件判決⁽⁹⁾ において、枢密院 (Privy Council) によつて確認された⁽¹⁰⁾。

一般的に、比較的軽微な罪状で被疑者を逮捕し、より重大な犯罪について取調べを含む捜査をする捜査方法のことを、イギリス、およびイギリス法系の国々においては、ホールディング・チャージ (holding charge(s)) と呼んで⁽¹¹⁾ いる。そしてホールディング・チャージの中でも特に問題となるのが、警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものである⁽¹²⁾。

旧裁判官準則期において、身柄拘束中の被疑者への尋問の禁止を潜脱するためにホールディング・チャージといった捜査方法が発展して⁽¹³⁾ いた。警察が捜査をしている重大な犯罪について逮捕する十分な証拠がない場合に比較的軽微な罪状で逮捕することは、より重大な犯罪についての取調べを含む捜査をする間、身柄を拘束し確保することを確

実にした。また、より重大な犯罪で逮捕し得る場合も、身柄拘束されている罪状について取調べることを旧裁判官準則は禁じていたので、警察はより重大な犯罪での逮捕を望まぬかもしれないかもしなかった。逮捕されている罪状以外の犯罪についての取調べは、旧裁判官準則によって禁じられていなかった。

一方で、新裁判官準則は身柄拘束中の被疑者への尋問を許容した。しかしそれにもかかわらず、ホールディング・チャージといった捜査方法は一九六四年以後も引き続いたのであった。なぜなら、すべての警察官が彼らの権限の拡張に気がついていたらわけではなく、そして古い習慣はなかなかなくなるからであった。さらにそれは、逮捕を正当化するのに十分な証拠が存在しない被疑者を、身柄拘束中に尋問するための手段でもあった。⁽¹⁴⁾ 警察が捜査をしている重大な犯罪について逮捕する十分な証拠がない場合に比較的軽微な罪状で逮捕することは、より重大な犯罪についての取調べを含む捜査をする間、身柄を拘束し確保することを確実にした。そして警察は、告発を遅らせることによって警察の留置場における身柄拘束期間を引き延ばすことができ、その間、他の犯罪について被疑者を尋問することが可能であった。また告発後であっても、裁判官準則の下では被疑者が裁判所に引致されるように要求される時点まで、一つの犯罪で告発された被疑者は他の犯罪について尋問され得た。そしてその後、当該被疑者がいまだ告発されていない事件についてさらに尋問するために、一九五二年治安判事裁判所法 (Magistrates' Courts Act 1952) 一〇五条五項⁽¹⁵⁾ (後の一九八〇年治安判事裁判所法 (Magistrates' Courts Act 1980) 一二八条七項⁽¹⁶⁾) によって警察勾留される可能性があった。ある犯罪で告発後に別の犯罪について尋問することは、新裁判官準則三条⁽¹⁷⁾ (b) に反しなかった。⁽¹⁸⁾

旧裁判官準則は、被疑者が比較的軽微な罪状で逮捕され身柄拘束中に他の罪状について尋問されるという状況に対して、何ら規定を設けていなかった。しかしながら当該義務は、一九二八—一九二九年の警察の権限および手続に関する王立委員会 (The Royal Commission on Police Powers and Procedure) (以下、リー委員会 (Lee Commis-

(19) において討論され非難された。(20) ただし法律としての強制力を持たない王立委員会の勧告は、裁判官準則に属している準則に伴う訓令(Administrative Directions)という程度のオーソリティーさえ持たなかった。そしてホールディング・チャージを規制する規定は、その後も何ら立法化されることはなかった。そしてこの点について旧裁判官準則の改正が求められていたにもかかわらず、旧裁判官準則と同様に新裁判官準則はホールディング・チャージ問題を扱っていないかった。不明確さの残るこの点について新裁判官準則が明瞭にできなかったことは、不適切なことであつたと言われた。(21)

しかしながら、ホールディング・チャージの中でも警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものに関しては、一九八四年一月三日に成立し一九八六年一月一日から全面施行されている一九八四年警察・刑事証拠法(Police and Criminal Evidence Act 1984)(以下、P A C E⁽²²⁾)によって法的に規制された。主に、P A C E⁽²³⁾三一条(他の犯罪による逮捕)、三七条二項(告発前の留置管理官の義務)、四一条四項(告発までの留置時間の制限)、四八条(警察拘留)によってである。(24)

第二節 P A C E 制定過程期

イギリスは判例法主義に立ち、刑事手続の運用にあたってもその主たる法源は逐年蓄積されてきた判例である。しかし判例は、多分に偶然的・恣意的であるため、いかにそれが積み重ねられても法源となる判例法は統一性を欠き不明確さを拭い切れない。このような欠陥ないし限界に対処するため、イギリスでは必要に応じて、逐次、法律を制定したり裁判所の規則を設けたりするなどの措置がとられてきた。しかしこれらの措置は、体系的に行われてきたわけではなかった。そしてこのような刑事手続の法状態は、警察の職務遂行にとっても被疑者の権利保障にとっても好ま

しい状態ではなかった。このような状況を憂慮して事態の改善を図るために、一九五九年に内務大臣所管の機関として刑事法改正委員会 (Criminal Law Revision Committee) が設置された。刑事法改正委員会は諸種の改革案を提示したが、特に一九七二年六月に公表された第一一報告書 (Eleventh Report) は重要な意味を持った。第一一報告書の趣旨に賛同する意見も一部には有力であったが、治安確保を第一義におくアプローチに対しては厳しい批判の声が強かった。⁽³⁰⁾ 第一一報告書は証拠法則と刑事手続への変革について基本的に非常に論議を呼ぶ勧告をなしたが、特に黙秘権の問題について批判を受け、その勧告が実行に移されることはなかった。⁽³¹⁾ その後も刑事手続改善の必要性を巡る論議は続き、一九七七年に捜査手続、特に被疑者取調べの改革および被疑者の権利保障の強化の必要性を主張するフィッシャー報告書 (Fisher Report) が公にされた。⁽³²⁾

そういった推移を経てイギリス政府は、一九七七年七月に犯罪摘発という社会全体の利益と市民の権利・自由との適正な権衡の確保を意図して、刑事手続に関する王立委員会 (The Royal Commission on Criminal Procedure) (以下、フィリップス委員会 (Philips Commission)) を新たに設置し、捜査および訴追の手続において改正を要すべき点は何かを総括的に再検討させることとした。翌一九七八年二月に正式に発足したフィリップス委員会は、法律専門家以外の委員を含む一六名の委員より構成され、以後ほぼ三年間にわたり集中的・精力的に作業を進めた。その作業内容は、各関係方面より刑事手続改善の意見書 (evidence) を集め、研究者に実態・文献の調査を委嘱し、関係諸機関を視察・調査し、さらには参考人の意見聴取を行うなど広範にわたった。個人の意見書は、一、二枚に記された身近な警察に対する不満から、著名な刑事法や警察の研究者による研究成果に基づく提言、実務経験を踏まえた裁判官の意見まで多種多様であった。団体の意見書についても同じで、刑事司法に関する公的な機関から関係の民間団体・民主団体まで広い領域にわたった。そして委嘱された調査の結果は九冊の調査報告書 (Research Study) にまとめら

れ、意見聴取は意見書提出者のうちからしかるべき者を選出して公聴会形式で行われた。視察は、警察、刑事裁判所さらには外国の関連機構に及んだ。その結果、フリッブス委員会は一九八一年一月に現行の問題点を整理・摘示し、具体的な改善案を提示した「主報告書」⁽³⁶⁾と刑事手続の現状を実証的に分析した「法と実務編」⁽³⁷⁾を提出するに至った。報告書は、可能な限り刑事手続の現状を実証的に明らかにしたうえで、手続に対する国民一般の信頼保持という視点から現状を批判的に受けとめ、公正性、公開性、および効率性という三つの評価基準を立て、その分析を通して望ましい改善策を勧告したものであった。訴追制度についても現行制度の欠陥を指摘して、警察から独立した検察機構の新設を提案した。

フリッブス委員会の勧告を受けて、内務省は立法化の検討に入った。捜査手続に関する部分を検討する作業班を内務省内に設置し、作業を開始させた。作業班は順次作業を進め、全国の関係各方面より意見を聴取しつつフリッブス委員会の勧告に種々の修正・補訂を施した。そして作業班は、警察・刑事証拠法案(第一次法案)⁽³⁸⁾を作成し、これが一九八二年一月に議会に上程されるに至った。警察・刑事証拠法案は、特に被疑者の取調べ、留置の問題などを中心にして論議を呼んだ。⁽³⁹⁾ 議会でも庶民院が集中的に審議を行い法案に数多くの修正を加えたが、庶民院本会議における審議を終了する直前の一九八三年五月一三日に至り、サッチャー首相の解散権の行使により議会が解散され、それにもない警察・刑事証拠法案は廃案となった。⁽⁴¹⁾ 警察・刑事証拠法案は、メジャーな点とマイナーな点の両方において多く修正されていた。⁽⁴²⁾ その後内務省は、それら議会審議における修正点を取込むとともに若干の変更を行ったうえで、半年後の一九八三年一〇月に改めて警察・刑事証拠法案(第二次法案)⁽⁴³⁾を議会に提出した。⁽⁴⁴⁾ 以後約一年をかけて、庶民院、貴族院の両院において審議が重ねられた。⁽⁴⁵⁾

そして一九八四年一〇月三十一日、警察・刑事証拠法案は両院で可決され新法として成立するに至った。成立したP

A C Eは実務規範 (Codes of Practice)⁽⁴⁶⁾ によって補充され、一九八六年一月一日から全面施行されている⁽⁴⁷⁾。P A C Eは、従来不明確であった警察の捜査権限を明確化し、一定範囲でそれを拡大・強化すると同時に、被疑者の権利保障のための多くの規定も設けた⁽⁴⁸⁾。そして同時に、個々の制定法によって逐次断片的に斉合性なく規定されてきた権限などを、一般的包括的に規定した面を有するほか、従来、判例などにより規律されていた事項を制定法によって(あるいは国会が関与する形で)規制したという意義も有した。たとえば従来、裁判官準則において規律されていた被疑者取調べなどに関する行為規範も、P A C Eに基づいて制定された実務規範によって規制されることになった⁽⁴⁹⁾。

そこで本稿では、P A C E成立に先行する裁判官準則期におけるホールディング・チャージを巡る議論が、現在のイギリスでホールディング・チャージを規制する関連条項の制定過程においてどのように活かされたのかについて明らかにしていくことにしたい。

(1) 本稿では、イングリッドおよびウェールズを意味するものとする。

(2) Home Office Circular No.536/53/23, 24 June 1930, at 1-2.

旧裁判官準則期については、参照、拙稿「イギリス旧裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」立命館法字二七三号二〇一九
二一一五頁(二〇〇一年)。

(3) Circular, id.

(4) しかしそれは一応の建前であって、真実はかなりの取調べが行われていた「青柳文雄」判例に現れた余罪の理論」警察学論集二六巻八号
六頁(一九七三年)。

(5) Judges' Rules and Administrative Directions to the Police (HOME OFFICE CIRCULAR No. 31/1964), 1964.

新裁判官準則期については、参照、拙稿「イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」立命館法字二七七号七九一
一八四六頁(二〇〇一年)。

イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて(和田) 一〇七九(八一)

(6) 参照: 熊谷弘 = 浦辺衛 = 佐々木中朗 = 松尾浩世編 = 証拠法大系 II 自由四頁(一九七〇年) 児島武雄「拘禁中の自由」証拠法大系 II 自由六五—六六頁(一九七〇年) 石川才顯「強制における自由の一事例」証拠法大系 II 自由一七—一八頁(一九七〇年) 石川才顯「いわゆる余罪取調への憲法限界」續警察法系五—巻四号(一五頁)(一九八〇年)。

(7) CIRCULAR, supra note 5, at 5.

(8) 参照: 註釋・註釋(2)110ナリ同。

(9) Shaaban Bin Hussien v. Chong Fook Kam [1969] 3 All E. R. 1626.

(10) 註釋・註釋(5)ナリ同。

(11) 11月5日のホーントン・カーシタ庭後手前案(11) R. v. Chalkey and another [1998] Q. B. 848, at 873; R. v. Leicester Crown Court ex parte Patel, QUEEN'S BENCH DIVISION, CO/5025/99, 15 February 2000 (LEXIS); R (on the application of Rajab) v. The Thames Magistrates Court, QUEEN'S BENCH DIVISION (DIVISIONAL COURT), 15 November 2000 (LEXIS) 442v。

参照: Lord Templeman (ED), *What's the Matter with Section 78?* [1999] Crim. L. R. 929, at 934; R. v. Chalkey, R. v. Jeffries, *Commentary* L. T. Choo and Susan Nash, *What's the Matter with Section 78?* [1999] Crim. L. R. 929, at 934; R. v. Chalkey, R. v. Jeffries, *Commentary* [1999] Crim. L. R. 215, at 216; Colin Tapper, Cross and Tapper on Evidence, 9th ed., 1999, at 507; Gary Slapper and David Kelly, *The English Legal System*, 4th ed., 1999, at 311; Mark Findlay, Stephen Odgers and Stanley Yeo, AUSTRALIAN CRIMINAL JUSTICE, 2nd ed., 1999, at 48; Andrew Sanders and Richard Young, *Criminal Justice*, 2nd ed., 2000, at 140, 164; Nicola Padfield, *Text and Materials on the Criminal Justice Process*, 2nd ed., 2000, at 407; M. N. Howard (ED), PHIPSON ON EVIDENCE, 15th ed., 2000, at 803-804; Fraser Sampson, *Blackstone's POLICE MANUAL GENERAL POLICE DUTIES HUMAN RIGHTS EDITION* 2001, 3rd ed., 2000, at 107; P. J. Richardson (ED.), ARCHBOLD CRIMINAL PLEADING, EVIDENCE AND PRACTICE, 2001, at 1418; Peter Murphy (ED), BLACKSTONE'S CRIMINAL PRACTICE, 9th ed., 1999, at 927, 944; 10th ed., 2000, at 947, 964-965; 11th ed., 2001, at 966, 984.

(12) 別件逮捕・勾留について狭くはらうるな定義があるが、それらはいずれも本件事業についての被疑者取調へのために身柄拘束を行つたものであるとこの点で共通していると言われている(井戸田侃「別件逮捕・勾留禁止の本質」高田卓爾博士古稀祝賀刑事訴訟の現代的動向六一頁(一九九一年)」。その意味でホールディング・チャージは、別件逮捕・勾留に相当する捜査方法である。

別件逮捕・勾留とホールディング・チャージとの関連性について、庭山英雄教授は、「わが国で最も高い別件逮捕 (holding charge) である」

る)も、治安判事との默契のもとに行なわれるようであるが、すでに触れたごとく被疑者を警察に留置できるのは原則として「四時間なのでほとんど意味がない」と指摘されていた「庭山英雄」代用監獄問題と国際人権規約「自由と正義」二卷一四九頁(一九八〇年)「代用監獄制度と市民的自由(一九八一年)所収」。

また田宮裕教授は、「外国にも別件逮捕という捜査方法がないわけではない。イギリスの holding charge がこれに相当するものである」「しかし、イギリスの場合、本件の逃亡防止が目的である」と指摘されていた「田宮裕」別件逮捕にみる捜査と自由」井上正治博士還暦祝賀刑事法学的諸相(上)二二六頁(一九八三年)。

なお別件逮捕・勾留は、起訴後の勾留においても問題となる。起訴後の勾留については、参照、久岡康成「起訴後の勾留の性質」立命館法学二五六号二三〇四—三二九頁(一九八八年)、久岡康成「起訴後勾留中の被告人に対する余罪の取調べについて」立命館法学二七一・二七二号創立百周年記念論文集七巻二三八二—四〇四頁(二〇〇一年)など。

(13) その事例であるホワイトウエイ事件判決〔R. v. Whiteway [1954] Crim. L. R. 143〕については、参照、岩田誠「曳船水路殺人事件の裁判」法書五〇号二二—三五頁(一九五四年)、田尾勇「英国刑事裁判における訴追弁護士」法書六九号二四頁(一九五六年)。

(14) 拙稿・前掲註5)七九五頁。

(15) 15 & 16 Geo. 6 & 1 Eliz. 2, c. 55, at 1258.

(16) 1980 c. 43, at 930.

(17) CIRCULAR, supra note 5, at 5-6; Judges' Rules and Administrative Directions to the Police, 2nd ed. (HOME OFFICE CIRCULAR No. 89/1978), 1978, at 6-7. 参照、土屋正三「警察海外資料151 186 イギリスの刑事裁判制度」警察研究四九巻六号七〇頁(一九七八年)。

(18) 拙稿・前掲註5)八三七—八三八頁。

(19) 評議委員会の委員長及びリー委員長(The Right Hon. Viscount Lee of Fareham, G. C. S. I., G. B. E., K. C. B. (Chairman)) による。

(20) Report of the Royal Commission on Police Powers and Procedure (Cmd. 3297), 1929, para. 160.

(21) 拙稿・前掲註5)七九五—七九六頁。

(22) 1984 c. 60.

(23) L. H. Leigh, Police Powers in England and Wales, 2nd ed., 1985, at 104; Vaughan Bevan and Ken Lidstone, A Guide to the Police and Criminal Evidence Act 1984, 1985, at 163-164, 221.

- (24) Leigh, id. at 51, 103-104; L. H. Leigh, *DETENTION AND QUESTIONING: PUBLIC LAW, 1985*, at 415; David Dixon, *Law in Policing: Legal Regulation and Police Practices, 1997*, at 148.
- (25) Bevan and Lidstone, *supra* note 23, at 163-164.
- (26) Martin Iller and George Goodwin, *Criminal Litigation, 1985*, at 72-73, 236; Bevan and Lidstone, id. at 221.
- (27) *ホテルの茶室に起こった 参照* Criminal Law Bail AND THE HUMAN RIGHTS ACT 1998 A Consultation Paper (The Law Commission Consultation Paper No. 157), 1999, at 26; Jack English and Richard Card, *Butterworths Police Law, 6th ed.*, 1999, at 57, 76, 120; A. T. Draycott and A. P. Carr (ED.), *STONE'S JUSTICES' MANUAL 2000*, vol. 1, 2000, at 295-296, 2476; John Sprack, *Emmins on Criminal Procedure, 8th ed.*, 2000, at 102-103; Andrew Davies (ED.), *Halsbury's Statutes of England and Wales, vol. 27, 4th ed.*, 2000, at 214-218; Peter Hungerford-Welch, *CRIMINAL LITIGATION AND SENTENCING, 5th ed.*, 2000, at 12-13, 148-149; Glenn Hutton and David Johnston, *Blackstone's POLICE MANUAL EVIDENCE AND PROCEDURE 2000 edition, 2nd ed.*, 1999, at 59, 67, 219, 231; 2001 edition, 3rd ed., 2000, at 44, 61, 72, 236-237, 249 など。
- (28) 参照: 堀田牧太郎「イギリスの刑事法改訂委員会第七報告書」法研論集九号三三三頁(一九七三年)。
- (29) Criminal Law Revision Committee *ELEVENTH REPORT Evidence (General)* (Cmd. 4991), 1972.
- 参照: 大谷実「イギリスにおける刑事法改正の動向」1「法学セミナー」二〇号六八頁(一九七三年)・堀部政男「委員会報告書・法律・著作イギリス」比較法研究三六号三三三—三三六頁(一九七四年)・庭山英雄「イギリス刑事司法のプロファイル」法と民主主義九六号二九—三三頁(一九七五年)・庭山英雄「イギリス刑事司法のプロファイル(2)」法と民主主義九八号四二—四四頁(一九七五年)・庭山英雄「R・クロス著「刑事証拠法現代化の試み」判例タイムス三四号八六—八九頁(一九七五年)・庭山英雄「イギリス刑事証拠法改正案の研究(1)——(8)」中京法学一〇巻一・二合併号七五—一〇五頁、三・四合併号一—二七頁、一巻一—二四頁、二号一—二六頁、三・四合併号一—二七頁、二巻一—二九頁、二号一—三三頁、三号二—九—一六八頁(一九七五—一九七七年)「民衆刑事司法の動態(一九七八年)所収」、井上正仁「刑事訴訟における証拠排除(六)」法学協会雑誌二巻三三五—三六四頁(一九七六年)「民衆刑事司法の動態(一九七八年)所収」、庭山英雄「現代イギリス刑事司法論」比較法研究四一—二七—二八頁(一九七九年)など。
- (30) 三井誠「イギリス刑事司法の改革(1)——一九八四年警察・刑事証拠法及び一九八五年犯罪訴追法を中心に——改革の概要——連載開始に

あたつて」ジュリスト九三七号六三二―六四頁（一九八九年）。

(31) Michael Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 4th ed., 1984, at 108; 5th ed., 1988, at 128.

(32) Report of an Inquiry by the Hon. Sir Henry Fisher into the circumstances leading to the trial of three persons on charges arising out of the death of Maxwell Confair and the fire at 27 Doggett Road, London SE6, 1977.

(33) 当該委員会の委員名簿「フヤリットンス委員会」(Sir Cyril Philips (Chairman)) によつた。

(34) 参照 鯉越澄弘「逮捕・勾留中の被疑者取り調べと「供述の任意性」法政理論」二〇巻四号六二二頁（一九八八年）三井・前掲註(30)六四一―六五頁、小山雅亀「イギリス」の訴追制度」西南学院大学法学論集二五巻一―号一五二―一五九頁（一九九二年）「イギリスの訴追制度（一九九五年）所収」なす。

(35) 参照 井上正仁「長沼範良「イギリスにおける刑事手続改革の動向（一）」ジュリスト七六五号九〇―九一頁（一九八二年）なす。

(36) The Royal Commission on Criminal Procedure REPORT (Cmd 8092), 1981.

参照 *Royal Commission on Criminal Procedure (1) Summary of Principal Recommendations* [1981] Crim. L. R. 441; Doreen McBarner, (2) *Balance and Clarity: has the Royal Commission achieved them?* [1981] Crim. L. R. 445; K. W. Lidstone, (3) *Investigative Powers and the Rights of the Citizen* [1981] Crim. L. R. 454; Marquita Imman, (4) *The Admissibility of Confessions* [1981] Crim. L. R. 469; A. F. Wilcox, (5) *The Proposed Prosecution Process* [1981] Crim. L. R. 482. 上原正実「刑事訴訟手続に関する勅命委員会の報告書から」判例タイムズ四三三七号五六―五七頁（一九八一年）座談会「刑事訴訟の当面する諸問題 第二回」法の支配四八号三七―四〇頁（一九八一年）井上正仁「長沼範良「イギリスにおける刑事手続改革の動向（一）―（四）」ジュリスト七六五号八二―九一頁、七六六号九七―一〇七頁、七六九号二―四―一二頁、七七〇号一〇〇―一〇六頁（一九八二年）庭山英雄「イギリスの犯罪捜査・1―2」法律時報五四巻九号八四―八九頁、一〇号一二二―一二八頁（一九八二年）なす。

(37) The Royal Commission on Criminal Procedure THE INVESTIGATION AND PROSECUTION OF CRIMINAL OFFENCES IN ENGLAND AND WALES; THE LAW AND PROCEDURE (Cmd 8092-1), 1981.

(38) Police and Criminal Evidence Bill [Bill 16], 17 November 1982.

参照 Michael Zander, *Police and Criminal Evidence Bill-1: Powers of Stop and Search*, NEW LAW JOURNAL, March 4, 1983, at 197-199; Michael Zander, *The Police and Criminal Evidence Bill-II: Powers of Entry, Search and Seizure*, NEW LAW JOURNAL, March 11, 1983, at

220-222; Michael Zander, *Police and Criminal Evidence Bill III: Arrest*, NEW LAW JOURNAL, March 18, 1983, at 245-247; Michael Zander, *The Police and Criminal Evidence Bill IV: Detention*, NEW LAW JOURNAL, March 25, 1983, at 269-272; Michael Zander, *Police and Criminal Evidence Bill V: Treatment of Suspects by Police*, NEW LAW JOURNAL, April 8, 1983, at 318-320; Michael Zander, *Police and Criminal Evidence Bill VI: Codes of Practice*, NEW LAW JOURNAL, April 15, 1983, at 339-342; Michael Zander, *Police and Criminal Evidence Bill VII: Evidence in Criminal Cases*, NEW LAW JOURNAL, April 22, 1983, at 365-369; Michael Zander, *Police and Criminal Evidence Bill VIII: The Police*, NEW LAW JOURNAL, April 29, 1983, at 389-390; Zander, supra note 31, 1984, at 109.

(23) 参照: *Oppressive and unjustified*, LAG Bulletin, DECEMBER 1982, at 1; *Dangerous Intransigence*, LAG Bulletin, MARCH 1983, at 1-2; Ole Hansen, *Little change to Police Bill*, LAG Bulletin, MARCH 1983, at 3-4; *A Bill beyond repair*, LAG Bulletin, APRIL 1983, at 1-2; Ole Hansen, *Outside Parliament-opposition mounts*, LAG Bulletin, APRIL 1983, at 3; Lee Bridges and Tony Banyan, *Britain's New Urban Policing Strategy: The Police and Criminal Evidence Bill in Context*, JOURNAL OF LAW & SOCIETY, vol. 10-1, 1983, at 85-107.

(24) 井上正仁「イギリス刑事司法の改革（4）——一九八四年警察・刑事証拠法及び一九八五年犯罪訴訟法を中心として——兼論（その三）」シユリスノ九四四号八二頁（一九八九年）田中開「イギリス刑事司法の改革（12）——一九八四年警察・刑事証拠法及び一九八五年犯罪訴訟法を中心として——兼論（その四）」シユリスノ九六六号九二頁（一九九〇年）43。

(25) 三井・龍澤共著（大）一六五頁。

(26) 参照: Michael Zander, *Police and Criminal Evidence Bill: The Amendments I*, NEW LAW JOURNAL, July 22, 1983, at 653-656; Michael Zander, *Police and Criminal Evidence Bill: The Amendments II*, NEW LAW JOURNAL, July 29, 1983, at 673-677.

(27) *Police and Criminal Evidence Bill* [Bill 44], 26 October 1983.

(28) 参照: Michael Zander, *The Police and Criminal Evidence Act Mark II*, NEW LAW JOURNAL, November 4, 1983, at 968-970; Michael Zander, *Police and Criminal Evidence Bill II*, NEW LAW JOURNAL, November 18, 1983, at 1009-1012; Michael Zander, *Police and Criminal Evidence Bill III*, NEW LAW JOURNAL, December 2, 1983, at 1066-1068; Zander, supra note 31, at 129.

(29) 参照: L. H. Leigh, *SOME OBSERVATIONS ON THE PARLIAMENTARY HISTORY OF THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984*, Carol Harlow (ED.), PUBLIC LAW AND POLITICS, 1986, at 91-117.

(46) Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 66) CODES OF PRACTICE, 1985.

(47) PACE制定過程期については、参照 井上正仁「刑事訴訟における証拠排除五〇六一七頁（一九八五年）、鯨越溢弘「外国の警察法制の動向 イギリス」法学セミナー増刊総合特集シリーズ36警察の現在三六八―三六九頁（一九八七年）、法務大臣官房司法法制調査部編「三井誠＝井上正仁訳）・イギリス警察・刑事証拠法／イギリス犯罪訴追法（一九八八年）、三井・前掲註30）六三―六六頁、田中康郎「英国の犯罪情勢と刑事司法改革の最新動向」司法研修所論集八一―三七頁（一九八九年）、庭山英雄「イギリスにおける被疑者取調べ」総合研究＝被疑者取調べ二二―二三頁（一九九一年）、井上正仁「イギリスの黙秘権制限法案（2）完」ジュリスト一〇五四号八八―八九頁（一九九四年）、青山彩子「イギリスにおける黙秘権の廃止」立法について」警察学論集四八卷二二―二一八―二二〇頁（一九九五年）、豊崎七絵「刑事訴訟の法構造・法現象分析の一視角」東北法学一九号一四六―一四七頁（二〇〇一年）など。

(48) 多田辰也「被疑者取調べとその適正化（三）完」立教法学三〇号五八頁（一九八八年）「被疑者取調べとその適正化（一九九九年）所収」。

(49) 森雅仁「英国における捜査手続（一）」警察学論集四三卷七号一〇五頁（一九九〇年）。

第一章 フィリップス委員会

第一節 フィリップス委員会への意見書

事実審理前の刑事手続と訴追システムについて調査するという言明とともに、一九七七年にフィリップス委員会が設置され、そして当該委員会は一九七八年春に作業を開始した。⁽¹⁾ その作業内容は、各関係方面より刑事手続改善の意見書を集め、研究者に実態・文献の調査を委嘱し、関係諸機関を視察・調査し、さらには参考人の意見聴取を行うなど広範にわたった。⁽²⁾ 集められた意見書の中でホールディング・チャージを巡り、イングランド・ウェールズおよび北アイルランド警察本部長協会（Association of Chief Police Officers of England, Wales and Northern Ireland）は、次のように述べていた。

イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて（和田） 一〇八五（八七）

「ときどき『ホールディング・チャージ』を提起することによって、告発前の長期遅延の出廷を避けることが可能である。しかしこの実務は、(身柄拘束中の被疑者と同様に)本当の状況を歪曲する策略としてそれを考える傾向のある警察官らによって、あまり好意を持たれていない。身柄拘束中の被疑者が『ホールディング・チャージ』で裁判所に出廷し、追及されている未解決の取調べを含む捜査が存在する場合、彼は頻繁に警察勾留され、そうして取調べを含む捜査がなされ得る。このような状況において、遠方の拘留所へと身柄拘束中の被疑者を移すことは、明らかに不便かつ不適當であろう。彼の立場は、告発されていない被疑者のそれと実質的には異なる⁽³⁾。」

またレオナルド・リー博士(Leonard H. Leigh Ph. D.)⁽⁴⁾は、次のように述べていた。

「もしも警察が重大な罪状について逮捕する証拠を欠いているのであれば、比較的軽微なホールディング・チャージで人を逮捕することが可能であるかもしれない。そして彼らがそうする合理的な理由を持つのであれば、これは法律上正当である⁽⁵⁾。もしも警察が彼を釈放せず、かつ逮捕および告発をしないのであれば、彼は人身保護令状による釈放を裁判所に申し立てることができる。いずれにしても彼の家族または友人らが彼の居場所を知っているのであれば、そうすることができる⁽⁶⁾⁽⁷⁾。」

また内務省⁽⁸⁾は、次のように述べていた。もしも人が他の犯罪への関与について嫌疑をかけられる場合、彼が他の犯罪で告発されるか訴追されるかもしれないと告知されるのでなければ、他の犯罪についての尋問は継続して構わない。いくつかの事件において、重大な犯罪と他の比較的軽微な犯罪について嫌疑をかけられた者は、最初に比較的軽微な犯罪で告発され、その間に重大な犯罪についての取調べを含む捜査が継続されて構わない。これはホールディング・チャージとして知られている。たとえば、強姦した少女から盗んだハンドバックを所持しているところを発見された

者は、ハンドバックの盗罪で告発され、その間に強姦についての取調べを含む捜査が継続されて構わない。

「しかしながら人が重大な犯罪で告発される時点は、それでもなお（新筆者）裁判官準則前文^(d)⁽⁹⁾による。」

いくつかの事件において治安判事は、一九五二年治安判事裁判所法一〇五条五項（後の一九八〇年治安判事裁判所法一二八条七項⁽¹¹⁾）の下で警察勾留が可能である。被疑者がいまだ告発されていない他の犯罪について、そして警察が取調べを含む捜査をする必要がある他の犯罪について人が嫌疑をかけられている場合に、警察勾留は頻繁になされる⁽¹²⁾。この場合、人が最初の裁判所への出廷をする際に、身柄拘束中の被疑者が告発された犯罪以外の犯罪について取調べを含む捜査を追及することを警察に可能にする一九五二年治安判事裁判所法一〇五条五項（後の一九八〇年治安判事裁判所法一二八条七項）の下で、警察は警察勾留を治安判事に請求する⁽¹³⁾。こうして治安判事の暗黙の了解の下に被逮捕者が訴追されるかどうかについて実行可能な限り速やかに決定する要求を警察が潜脱する仕掛けとして、ホールディング・チャージは見られている⁽¹⁴⁾。

「——警察の取調べを含む捜査の必要性と、国民の自由を保護する必要性特に適正な裁判所の職権なしに身柄を拘束されないという権利とを調和させるという——同じような一般的なテーマの上にある他の変種は、『ホールディング・チャージ』の使用、そして何人かがそれを見るであろうように『ホールディング・チャージ』の乱用に関係がある（see paragraphs 72-73 above）。この実務に不法なものは何もない——実にそれは、治安判事裁判所の職権なしに成功し得ない——が、それは警察の権限および手続に関する王立委員会によってその報告書（Cmd 3297, published in 1929）の paragraph 160⁽¹⁵⁾において批判された。」⁽¹⁶⁾

警察が複数の犯罪について嫌疑をかけた者を扱う際に、一九五二年治安判事裁判所法三八条四項⁽¹⁷⁾（後の一九八〇年治安判事裁判所法四三条四項⁽¹⁸⁾）の下で実行可能な限り速やかに取調べを含む捜査を完遂するにあたって警察が直面す

イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて（和田）

るかもしれない困難を背景に、ホールディング・チャージの使用は見られなければならない。たとえば、もしもさまざまな地域における複数の重大な強盗を犯したと嫌疑をかけられた者を警察が扱うような場合に、実行可能な限り速やかに関連する犯罪すべてについてその人を告発することを可能にするために警察の取調べを含む捜査を完遂することは、不可能であることが判明するかもしれない。また、大量の盗品と考えられた物が捜索の過程で見られる場合に、同じような困難が生じるかもしれない。⁽¹⁹⁾ こういった事件においては、一つの犯罪で人を告発し、その間に他の犯罪について取調べを含む捜査をすることは、十分に正当と認められてよい。⁽²⁰⁾

「他方で、その人が恐らくは取るに足りない恐らくはまったく重大な犯罪に関係のない比較的軽微な犯罪を犯している、そしてその犯罪で告発され得ることを単に理由にして、謀殺といったような重大犯罪についての取調べを含む捜査を完遂するのに、警察が事実上はるかにより長期間を持つのであれば、不正であるように思われる。⁽²¹⁾」

第二節 フィリップス委員会の調査報告書など

尋問は逮捕された犯罪自体に制限されず、他の犯罪に係させられることがあった。いくつかの取調べは、警察が既にその存在を知っていた犯罪に拡張するであろうし、またいくつかの取調べは、警察が単に嫌疑をかけていた犯罪を解明するであろうし、またいくつかの取調べは、警察がまったくその存在を知らない事件についての情報を作り出すであろう。⁽²²⁾ こうして被疑者が逮捕された犯罪以外の犯罪を発見し解明するために、取調べによって重要な役割が果たされていた。これには二つの方法があり、一つはホールディング・チャージ、もう一つは他の犯罪についての副次的な捜査⁽²³⁾であった。⁽²⁴⁾

取調べは、被疑者によって犯された他の犯罪を解明する機会を警察に与えるかもしれない⁽²⁵⁾。ポール・ソフトリー (Paul Softley) の調査研究によれば、捜査下にある犯罪について自白した被疑者は他の犯罪を認めるように説得されたということであった。他の犯罪について尋問することは許されている⁽²⁶⁾。こういったことは頻繁には生じず、それら被疑者の一七%が他の犯罪について情報を与えたが、それが生じた際に複数の犯罪が解明されたということからその結果は非常に印象的であった⁽²⁷⁾。

また一回目の取調べに比べて二回目以後の取調べは、他の犯罪に向けられることが言われていた。一回目の取調べの二%に対して二回目以後の取調べの一六%において、他の犯罪についての取調べが重視されていた。被疑者が逮捕された犯罪について既に自白している場合に、取調べの主な目的は、他の犯罪を認めるように被疑者を説得することであった。

たとえば不法目的侵入で逮捕されたある事件において、被疑者は四回取調べられた。そこでの取調べの目的は、主に他の犯罪と共犯者の名前を割り出すことであった。一回目の取調べにおいて、被疑者は共犯者によって不当に利用されており、警察が本当に欲していたのは共犯者であることを警察は告知した。被疑者の共犯者が引致され新たな証拠が明るみになった後で、最後の取調べがなされた。警察はこの新しい証拠に照らして、他の犯罪を認めるように被疑者に働きかけたが不成功に終わった。

またある事件において、被疑者は三回取調べられた。一回目の取調べで警察は自白を得ただけれども、その後被疑者は他の犯罪について取調べられた。いくつかについては自白がなされた。三回目の取調べは、供述調書を作成することだけに関係していた。被疑者は最終的に不法目的侵入で告発された。

またある事件において、被疑者は三回取調べられた。一回目の取調べにおいて、不法目的侵入についての尋問に答

えることを被疑者は拒否していた。警察が共犯者から自白を獲得した後被疑者は協力的になり、そして尋問は他の犯罪についてへと移行した。自白した後、被疑者は情報提供者として働くように言われた。被疑者は、他の者らによって犯された盗罪について警察官に教えた。三回目の取調べは、供述調書を作成することに関係していた。⁽²⁸⁾

デービッド・ステイアー (David Steer) の調査研究によれば、一つの犯罪についての被疑者の逮捕が他の犯罪の発見へと導くような、間接的な犯罪の発見があるということであった。一九七四年のオックスフォードにおける犯罪のランダムなサンプル中、約一四・五%が警察によって間接的に発見されており、特に刑事部の警察官にとって犯罪発見のための重要な捜査方法であった。こういった犯罪の半数近くが、身柄拘束中の者によって認められた際に初めて警察の知るところとなっていた。そういった犯罪は、時に被害届の出ている犯罪よりも重大である場合があった。

また他の犯罪に関する被逮捕者の所持品からも、間接的な犯罪の発見はなされた。そして他のより重大な犯罪が、被逮捕者への自宅捜索の際に明らかとなることがあった。⁽²⁹⁾

また他の犯罪での逮捕に続く警察署における被疑者取調べが、いかに犯罪解明に役立つかが示されていた。⁽³⁰⁾ 一九七四年のオックスフォードにおける犯罪のランダムなサンプル中、当該捜査方法は犯罪解明に最も成功する戦略であり(犯罪の二四・一%)、同じ期間におけるより重大な犯罪のサンプル中、二番目に成功する戦略であった(犯罪の一七・六%)。ある犯罪について逮捕され取調べられた結果、他の犯罪は取調室において最初に認められ、この手段によって他の犯罪についての被疑者の責任は最初に確立されたのであった。しかしながら前者のサンプル中六・七%、後者のサンプル中一七・二%が、この捜査方法について失敗していた。

また前者のサンプル中一四・二%、後者のサンプル中一・二%が、被疑者の逮捕時もしくは捜索時に、被疑者の所持品から盗品が発見されることによって解明された。しかし前者よりも後者において、失敗に終わったけれどもより

高い割合でこの搜索はなされていた。

ある犯罪で被疑者を逮捕した後の自白または搜索のいずれかの方法によって解明された他の犯罪は、身柄拘束中の他者によって名指しされて解明された犯罪と合わせると、前者のサンプル中四一・五%、後者のサンプル中二〇%であった。この捜査方法は、犯罪解明において最も重要なものであった。⁽³¹⁾

そしてモウビー (R. Mawby) の調査研究が、ステイアーによって提起された統計を確認していた。シェフィールド (Sheffield) の九つの地域において犯された犯罪が解明された方法について、約四〇%が間接的に解明されており、他の犯罪で逮捕された被疑者へのルーティンな警察取調べの結果解明されていた。⁽³²⁾

しかし身柄拘束中の被疑者から他の犯罪について自白を獲得するような手続は、無罪の被疑者の権利を保護するための保障の欠如について多くの地域において表明されていた懸念を強めるのに、単に役立っただけであった。⁽³³⁾

第三節 フィリップス委員会の勧告

フィリップス委員会は、一九八一年に現行の問題点を整理・摘示し、具体的な改善案を提示した「主報告書」⁽³⁴⁾と刑事手続の現状を実証的に分析した「法と実務編」⁽³⁵⁾を提出するに至った。⁽³⁶⁾そしてフィリップス委員会は、次のように述べていた。

逮捕に関する法律が不明確であることから、さまざまな問題が生じていた。逮捕されるもその後訴追されないという事態、逮捕する旨も逮捕理由も告知されない逮捕、特定の犯罪についての合理的な嫌疑なしに単に尋問する目的で逮捕するといった問題であった。関係した犯罪が逮捕権限を提供するのであれば、逮捕は刑事手続へと被疑者を取込む手段として警察によって利用された。⁽³⁷⁾しかしクリスティー対リーチンスキー事件判決は逮捕が正当化される条件に

ついで述べており、当該事件判決のサイモン子爵（Viscount Simon）によれば、被逮捕者は逮捕する旨および逮捕理由を告知されなければならないということであった。⁽³⁸⁾ これは明文化されるべきである。また逮捕理由は、留置票に記録されるべきである。⁽⁴⁰⁾ また被逮捕者が警察署に引致された時点で、逮捕の正当性についてだけでなく警察署に被逮捕者を身柄拘束し続けることが必要であるのかについても調べるように、留置場へと被疑者を受け取る警察官は法規によつて要求されるべきである。その者を身柄拘束し続けるという決定やその理由は、新しい留置票に記録されるべきである。⁽⁴²⁾ そして尋問または他の取調べを含む捜査を実行するために人を留置するということは、いつでも必要なものではない。⁽⁴³⁾

そしてフィリップス委員会は、次のように勧告していた。

「単に他の犯罪を解明することを目的とした逮捕に基づく留置の継続は、これら規定によつて許されないであろう。⁽⁴¹⁾」

さらにフィリップス委員会は、ホールディング・チャージについて次のように勧告していた。

「最終的に当該規範は、特定の犯罪について尋問することに制限を課している裁判官準則において存在している規定を、繰り返すべきである。目下のところ被疑者がその犯罪で告発された以後においては、例外状況を除いて尋問は許されていない。⁽⁴⁵⁾ そして警察がそうするのに十分な証拠を持つ際には、人は告発されなければならない。⁽⁴⁶⁾ こういった規定は二つの理由で不満足なものであることを、われわれへの証人らは論じていた。他の犯罪でホールディング・チャージを行う警察によつて、または告発を遅らせるために証拠の十分性判断に主観的な要素を持ち込む警察によつて、それらは潜脱され得、そして尋問は引き延ばされ得る。⁽⁴⁷⁾ しかしながら、まずまずのまたは実行可能な代わりになるものを、われわれは見出すことができない。尋問の終わりとなる時点が存在するに違ひ

なく、そして告発の時点が明確な出来事を提供する。告発するのに十分な証拠が存在するのかどうかの判断は、捜査官に利用可能な証拠に基づいて、捜査官とは別の者によつてはなされ得ない。警察署への到着時、六時間後、そして二四時間後の責任ある留置審査についてのわれわれの提案が、身柄拘束中の尋問を引き延ばすための告発遅延やホールディング・チャージの使用に対する、十分かつ独立した保障を提供するであろうと、われわれは考へてゐる。⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾

- (1) Michael Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 4th ed., 1984, at 108; 5th ed., 1988, at 128.
 - (2) 三井誠「イギリス刑事司法の改革(一)——一九八四年警察・刑事証拠法及び一九八五年犯罪訴追法を中心に——改革の概要——連載開始にあつて」シユリスト九三七号六四頁(一九八九年)。
 - (3) Association of Chief Police Officers of England, Wales and Northern Ireland, *EVIDENCE TO THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE INTRODUCTION & PART ONE: THE INVESTIGATIVE PROCESS PRECEDING CRIMINAL TRIALS*, 1978, para. 6.41.
 - (4) ロンドン大学 (University of London)、バーミンガム大学 (University of Birmingham) およびバーミンガム中央参考図書館 (Birmingham Central Reference Library) での資料収集にあつては、刑事事件再審委員会 (The Criminal Cases Review Commission) のレオナルド・リー博士およびバーミンガム大学のジョン・ポルトマン教授 (Professor John Baldwin) に大変お世話になった。この場を借りてお礼を申し上げます。
- なお刑事事件再審委員会については、参照、福島至「イギリス刑事事件再審委員会 Criminal Cases Review Commissions」の現状と課題、渡部保夫先生古稀記念論文集誤判救済と刑事司法の課題一七三—一九八頁(二〇〇〇年)。
- (5) 参照、L. H. Leigh, *POLICE POWERS IN ENGLAND AND WALES*, 1975, at 35.
 - (6) 参照、R. Sharpe, *Habeas Corpus*, 1977; Re McElduff [1972] N. 1. 1.
 - (7) L. H. Leigh, *MEMORANDUM OF EVIDENCE TO THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE*, at 24.
 - (8) 内務省の意見書については、参照、庭山英雄「イギリスの警察、シユリスト七三三号五〇—五六頁(一九八一年)」。
- イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて(和田) 一〇九三(九五)

- (6) Judges' Rules and Administrative Directions to the Police (HOME OFFICE CIRCULAR No. 31/1964), 1964, at 4; 2nd ed. (HOME OFFICE CIRCULAR No. 89/1978), 1978, at 5.
- (9) Home Office, EVIDENCE TO THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE Memorandum No. IV THE LAW AND PROCEDURES RELATING TO THE DETENTION AND TREATMENT OF PERSONS IN POLICE CUSTODY, 1978, para. 9.
- (11) 刑務省検閲部レポート 検査と犯罪と脱獄 [The Criminal Bar Association, TO THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE WRITTEN SUBMISSION NO. 1 FROM THE CRIMINAL BAR ASSOCIATION, 1978, EVIDENCE OF CRIMINAL BAR ASSOCIATION SUMMARY OF SUBMISSION para. 36]. 刑務省はなされた検査にだけ適用されるべきである。警察は犯罪者の保護に努力してはいる。 魔界の犯罪者の犯罪と脱獄 [The Criminal Bar Association, id. EVIDENCE OF CRIMINAL BAR ASSOCIATION PART 2 THE RIGHT TO SILENCE paras 25-26] より。このことが示された。カバ、その重罪を犯す者のための [The Magistrates' Association, MEMORANDUM TO THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE, 1979, at 9].
- また、刑務省は警察の犯罪検査を容認するべきである。警察は裁判所に提出するべきである。警察は犯罪者が、その歴史的な経緯にもかかわらず短期にわたる短期問題警察拘留の権利を可能にするべきである。このことが示された [Leigh, supra note 7, at 4].
- (13) Home Office, supra note 10, para. 20.
- (14) Id. para. 72.
- (15) Id. para. 73. 参照。 庭山英雄「代用監獄問題と国際人権規約」自由と正義三三巻一四九頁(一九八〇年)「代用監獄制度と市民的自由(一九八一年)所収」。
- (16) Report of the Royal Commission on Police Powers and Procedure (Cmd. 3297), 1929, para. 160.
- (17) Home Office, supra note 10, para. 78.
- (18) 15 & 16 Geo. 6 & 1 Eliz. 2, c. 55, at 1229.
- (19) 1980 c. 43, at 884.
- (20) もっとも警察が、捜査の過程において令状の対象とは明らかに関係しない物を発見する場合に、警察はそれを差し押さえ、最終的に他の罪状の証拠として使用するべきを判例法により許可された。この新しい判例法は、フィッシング・イクスペディション (fishing expeditions)

「参照：ロウラ・ホヤノ（平田元訳）「刑事訴訟における被告人の役割」陪審制度を巡る諸問題二四〇頁（一九九七年）」によって家屋敷を捜索する目的を警察に促している。たとえは、二人の男が大麻所持で告発されたのだけども、その際の捜索は爆発物に関係していた[Selwyn Jones, Penny Smith and Philip A. Thomas, ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE Evidence, 1980, at 20^o]

(23) Home Office, *supra* note 10, para. 79.

(24) *Id.* para. 80.

(25) Michael McConville and John Baldwin, Courts, Prosecution, and Conviction, 1981, at 142. 参照： Michael McConville, THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL JUSTICE Corroboration and Confessions The Impact of a Rule Requiring that no Conviction can be Sustained on the Basis of Confession Evidence Alone (Research Study No. 13), 1993, at 29.

(26) 余罪性、刑の言い渡すに必要と見られる (taken into consideration) になるのだ。また、余罪考慮 (TTCs) と呼ばれることは、被告人の利益に、それ以外の犯罪が後々彼に不利と持たせられることにつながる。警察による利益に、所謂地域の犯罪解決率を上げることがある。Michael Zander, Cases and Materials on the English Legal System, 8th ed., 1999, at 275^o. 余罪考慮は、Whitaker, Ben Whitaker, The Police, 1964, at 142; R. v. Northam (1967) 52 Cr. App. R. 97; W. E. Cavenagh, Juvenile Courts, the Child and the Law, 1967, at 218; Forbes (1968) 52 Cr. App. R. 585; F. H. McClintock, N. Howard Avison and G. N. G. Rose, CRIME IN ENGLAND AND WALES, 1968, at 113-116; Stephen White, Michael Newark and Alec Samuels, *Offences Taken into Consideration* [1970] Crim. L. R. 311, at 311-335; John R. Lambert, Crime, Police, and Race Relations A STUDY IN BIRMINGHAM, 1970, at 7, 41-43; A. Keith Bottomley and Clive A. Coleman, *Criminal Statistics: The Police Role in the Discovery and Detection of Crime*, international journal of criminology and penology, vol. 4, 1976, at 43, 51-54; John Baldwin and A. E. Bottoms, The Urban Criminal, 1976, at 53, 218; *Taking into Consideration*, Justice of the Peace, vol. 142-41, 1978, at 592-593; Pauline Morris, POLICE INTERROGATION IN ENGLAND AND WALES A Critical Review of the Literature prepared for the Royal Commission on Criminal Procedure, 1978, at 14-15; Julie Anderson, ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE Evidence, 1978, at 1-2; NOTTINGHAM LEGAL ACTION GROUP, EVIDENCE TO THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE, para. 9; D. A. Thomas, PRINCIPLES OF SENTENCING, 2nd ed., 1979, at 374-375; R. Mawby, Policing The City, 1979, at 109-110; Barrie Irving, Royal Commission on Criminal Procedure POLICE INTERROGATION A Case Study of Current Practice (Research Study No. 2), 1980, at 139; Keith Bottomley and Clive Coleman, Understanding Crime Rates, 1981, at 98-99; McConville and

Baldwin, *id.* at 151-154; Pauline Morris and Kevin Heal, *Crime Control and the Police: a review of research* (HOME OFFICE RESEARCH STUDY NO. 67), 1981, at 32-33; John Burrows and Roger Tarling, *Clearing up Crime* (HOME OFFICE RESEARCH STUDY NO. 73), 1982, at 1, 5-6, 11, 18-23; Celia Hampton, *CRIMINAL PROCEDURE*, 3rd ed., 1982, at 252, 357; John Burrows and Roger Tarling, *Clearing up crime*, Kevin Heal, Roger Tarling and John Burrows (ED.), *Policing Today*, 1985, at 91-93. 山崎薫「英米の集中審理と日本の刑事訴訟制度改革への考察」, 法曹時報一五卷八号九三—九四頁(一九六三年)・兒島武雄「イギリス刑事訴訟手続概説」, 捜査研究一五八号二二—二三頁(一九六五年)・青柳文雄「英米法における公訴の提起」, 法学研究四五卷二二—六〇頁(一九七二年)・島田仁郎「イギリス刑事手続に学ぶ」, 別冊判例タイムズ七号刑事訴訟法の理論と実務九六頁(一九八〇年)・キスリー・ブットジョンソン(庭山英雄・渡部保夫・浜田寿美男・村岡啓一＝高野隆訳)・取調人・自由・証言の心理学五四・六六・三〇一頁(一九九四年)・松岡正章「量刑の基礎となるべき犯罪事実」井戸田俊先生古稀祝賀論文集転換期の刑事法学四九七頁(一九九九年)「量刑法の生成と展開」(二〇〇〇年)所収「城下裕二」イギリス量刑法の分析とわが国への視座」季刊・刑事弁護一五号一四〇頁(二〇〇一年)など。

(24) David Dixon, *Law in Policing: Legal Regulation and Police Practices*, 1997, at 186.

(25) アメリカにおけるウォールド(M. Wald)の調査研究によれば、刑事が他の犯罪に比べて被疑者を尋問した際、九〇件中三人の被疑者だけが他の犯罪を犯していたことを認めた[M. Wald, R. Ayres, D. W. Hess, M. Schantz and T. H. Whitebread, *Interrogations in New Haven: The Impact of Miranda*, The Yale Law Journal, vol. 76-8, 1967, at 1519-1648. 参照: タンクマンソン・前掲註(23)一〇八頁]。しかしながら少しだけの自由で、約二タースの以前の未解決犯罪を解明した。他の犯罪を解明することは取調への有用な副産物であるかもしれないことが、他のアメリカの調査研究によっても確認された。

参照: Richard H. Seeburger and R. Stanton Wettick, Jr., *MIRANDA IN PITTSBURGH-A STATISTICAL STUDY*, UNIVERSITY OF PITTSBURGH LAW REVIEW, vol. 29-1, 1967, at 1-26; Ots H. Stephens, Robert L. Flanders and J. Lewis Cannon, *LAW ENFORCEMENT AND THE SUPREME COURT: POLICE PERCEPTIONS OF THE MIRANDA REQUIREMENTS*, TENNESSEE LAW REVIEW, vol. 39, 1972, at 407-431; James W. Witt, *NON-COERCIVE INTERROGATION AND THE ADMINISTRATION OF CRIMINAL JUSTICE: THE IMPACT OF MIRANDA ON POLICE EFFECTUALITY*, THE JOURNAL OF CRIMINAL LAW & CRIMINOLOGY, vol. 64-3, 1973, at 320-332.

(26) Paul Sotley, *Police Interrogation: an observational study in four police stations* (HOME OFFICE RESEARCH STUDY NO. 61), 1980, at

- (25) *Id.* at 42; Paul Softley, *Police Interrogation: An observational study in four police stations*, Kevin Heal, Roger Tarning and John Burrows (ED.), *Policing Today*, 1985, at 129; McConville and Baldwin, *supra* note 22, at 143-144; Stephen Jones, *LEGISLATION THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984. THE MODERN LAW REVIEW*, vol. 48, 1985, at 688.
- また「九十七年じじのちいな方法で調査してもって解明された犯罪の約二五%が余罪も露れた」といって、内務省に対して調査が作成した統計報告書を示した〔参照: Barrows and Tarning, *supra* note 23, 1982〕。
- (26) Paul Softley, *Royal Commission on Criminal Procedure POLICE INTERROGATION An Observational Study in Four Police Stations* (Research Study No. 4), 1980, at 82-83.
- (27) David Steer, *Royal Commission on Criminal Procedure UNCOVERING CRIME THE POLICE ROLE* (Research Study No. 7), 1980, at 67-70. 参照: Fiona Cowrie and Anthony Bradney, *English Legal System in Context*, 2nd ed., 2000, at 210.
- (28) 参照: St John A. Robilliard and Jenny McEwan, *Police Powers and the Individual*, 1986, at 147.
- (29) Steer, *supra* note 29, at 73-76.
- (30) Mawby, *supra* note 23, at 109; Morris and Heal, *supra* note 23, at 31; McConville and Baldwin, *supra* note 22, at 145.
- (31) McConville and Baldwin, *id.* at 153.
- (32) The Royal Commission on Criminal Procedure REPORT (Cmnd 8092), 1981.
- 参照: *Royal Commission on Criminal Procedure (1) Summary of Principal Recommendations* [1981] *Crim. L. R.* 441; Doreen McBarner, (2) *Balance and Clarity: has the Royal Commission achieved them?* [1981] *Crim. L. R.* 445; K. W. Lidstone, (3) *Investigative Powers and the Rights of the Citizen* [1981] *Crim. L. R.* 454; Marquita Imman, (4) *The Admissibility of Confessions* [1981] *Crim. L. R.* 469; A. F. Wilcox, (5) *The Proposed Prosecution Process* [1981] *Crim. L. R.* 482-483。
- (33) The Royal Commission on Criminal Procedure THE INVESTIGATION AND PROSECUTION OF CRIMINAL OFFENCES IN ENGLAND AND WALES: THE LAW AND PROCEDURE (Cmnd 8092-1), 1981.
- (34) 三井・前掲註(2)木田画。
- (35) REPORT, *supra* note 34, para. 3, 69. 参照: R. Gemmill and R. F. Morgan-Giles, *Royal Commission on Criminal Procedure ARREST*, イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて(和田) 一〇九七(九九)

- CHARGE AND SUMMONS Current Practice and Resource Implications (Research Study No. 9), 1980, at 16-28. 土屋正三「イギリスの新「警察及び刑事証拠法」(二) 警察研究五六巻四号五〇頁(一九八五年) 酒巻匡「イギリス刑事司法の改革(9)——一九八四年警察・刑事証拠法及び一九八五年犯罪訴訟法を中心とした逮捕および留置(その一)」シユリスト九五〇号八二頁(一九九〇年)。
- (36) *Christie v Leachinsky* [1947] A. C. 573, at 587-588. 参照: THE LAW AND PROCEDURE, supra note 35, para. 52. 酒巻・前掲註(37)八二頁。
- (39) 参照: REPORT, supra note 34, para. 3.113.
- (40) *Id.* para. 3.87. 参照: 酒巻・前掲註(3)八四頁。
- (41) 参照: REPORT, *id.* para. 3.112.
- (42) 参照: *Id.* para. 3.113.
- (43) *Id.* para. 3.77. 参照: David Dixon, Keith Bottomley, Clive Coleman, Martin Gill and David Wall, *SAFEGUARDING THE RIGHTS OF SUSPECTS IN POLICE CUSTODY*, Policing and Society, vol. 1, 1990, at 129; Mike McConville, Andrew Sanders and Roger Leng, *The Case for the Prosecution*, 1991, at 39; Steve Uglow, *CRIMINAL JUSTICE*, 1995, at 81. マイク・マクコンビル・チャクソン＝キース・ボトムリー＝クラウ・コールマン＝マーティン・ギル＝ナイヴァット・ウォール(上石圭一訳)「イギリスにおける警察留置中の被疑者の権利の保護」国際比較法シリーズ国際人権法・英米刑事手続法一四五頁(一九九一年)。
- (44) REPORT, *id.* para. 3.77. 参照: B. Smythe, *Royal Commission on Criminal Procedure Arrest and Detention*, *New Law Journal*, April 9, 1981, at 383-384. 元山健「現代イギリスにおける捜査と人権」奈良教育大学紀要三三巻一号一八—一九頁(一九八二年)。
- またこの勧告の内容は PACE 三七条一項二項などにおいて明文化された[Robillard and McEwan, supra note 30, at 161]。
- (45) 新裁判官準則三条(2)。
- (46) 新裁判官準則前文(2)。
- (47) このような実態については、参照: 拙稿「イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」立命館法学二七号八〇四—八一九頁(二〇〇一年)。
- (48) 告発に関する委員会の提案や訴訟基準については、REPORT, supra note 34, paras 8.4, 8.9.
- (49) *Id.* para. 4.114.

しかし同時期において、その幅の広さと審査の困難さを理由に、単に尋問のために留置する権限に反対する見解が存在した。その見解によれば、尋問のための身柄拘束を黙認している当時の状況と、真正面から尋問のための留置を是認する提案されている法律の間にある相違に注意することは、重要であるということであった。そしてホールディング・チャージによって被疑者に尋問する警察官と、罰を受けることなしに尋問のために被疑者を逮捕してもよい警察官の間には、大きな相違が存在するということであった〔Robert Baldwin and Richard Kinsey, *Police Powers and Politics*, 1982, at 166-167, 264〕。

第二章 警察・刑事証拠法案議会審議

第一節 PACE 三一条、四一条四項

ホールディング・チャージの中でも警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものに関して規制するのは、主に PACE 三一条⁽¹⁾、三七条二項⁽²⁾、四一条四項⁽³⁾、四八条⁽⁴⁾である。そこで、それら条項を巡る警察・刑事証拠法案議会審議についてホールディング・チャージに関連する限りで検討する。

第一次法案は、メジャーな点とマイナーな点の両方において多く修正されていた⁽⁵⁾。その中で、人が警察署において逮捕下にあり、そしてもしも釈放されたにしてもいくつかの他の犯罪で逮捕されると警察が認めるときは、当該他の犯罪で逮捕されなければならないという修正案が提案されていた。そして被疑者は、その逮捕の理由を告知されなければならない⁽⁶⁾。しかしながら被疑者の留置のタイムリミットは、第一の犯罪での逮捕についての基準時から計るということであった⁽⁷⁾。そして当該修正案を巡り庶民院では、次のような審議がなされていた。

デービッド・メラー内務省政務次官 (David Mellor, Home Office, Under-Secretary of State, Esq, MP) は、次のように述べていた。

「人が逮捕下にある犯罪が、彼が警察署に居る間に変更するということが、ときどき生じるのである。」「他の犯罪で人を逮捕する理由を捜査官は持つが、その者がもともと逮捕されていた犯罪はもはや立証できないと、捜査官には思える時点で、彼はその者に黙秘権を告知する義務を負い、そして彼を再び逮捕する義務を負う」ということが、新条項⁽⁸⁾の効果であろう。その者が既に身柄拘束されている際に、そのことは実際に、次の行為によってなされるであろう。それは、彼が他の犯罪で逮捕下にあることを彼に告知することによって、そして当該犯罪が何であるのかを彼に告知することによってである。」「いったん個人が警察署に居ることになると、彼が逮捕下にあるのかどうか、または彼は退去することについて自由であるのかどうかだけではなしに、彼が逮捕下にある犯罪についても彼が常に知っているべきであることを確実にするのに、当該条項はこのような言い回しで表現されている。また、不法目的侵入罪での逮捕からその者を釈放し、直ちに贓物関与罪で彼を再び逮捕し、そして留置時計を0に戻して、そうして法案におけるさまざまな手続のためのタイム・ピリオドが新たに始まることは許されないことを、それは疑いを越えて明らかにしている。」「多くの逮捕が存在するかもしれない場合に、最初の逮捕についての時点から流れる唯一のタイム・ピリオドが存在し、そして法案のあらゆるさまざまな規定が考慮されなければならないのはその時点からである。」「ことを、それは確実にしている。⁽⁹⁾」

メラー氏の説明に対してスネイプ氏(Mr. Snape)は、次のように述べていた。ほとんどの人々にとって、逮捕は心に傷を残すほどの経験なのである。それゆえ当該法案の下で、被疑者が逮捕され警察署へと引致されそしてある状況において九六時間まで留置されたかもしれないという事実は、われわれが新条項を見た際にかんがりの懸念をわれわれに与えた。政務次官が彼の説得力のある説明を与えるまで、人が九六時間まで身柄を拘束され、それから釈放され、そして他の犯罪で再び逮捕され、そして再び同じような期間留置され得たと考えられた。⁽¹⁰⁾そして、

「警察署での取調べ手続とそこで身柄を拘束された時間が単に原因で、犯してもいない犯罪について自白する被疑者についてのまったく適切に公にされた事件が存在してきた。」⁽¹¹⁾

当該新条項は歓迎される修正であり、そしてその説明についてわれわれは大臣に感謝している。⁽¹²⁾

そしてこのような審議を経た後に、これは現在のP.A.C.E.三一条および四一条四項にあたる第二次法案二八条および三七条三項⁽¹⁴⁾となった。そして一九八三年一月一七日に開始された庶民院における第二次法案のE常置委員会(Standing Committee E)では、次のような審議がなされていた。

エルドン・グリフィス氏(Mr. Eldon Griffiths)は、次のように述べていた。捜査を要求する他のより重大な犯罪の証拠が明るみとなる時点から、告発までの留置の法定期間は開始するように、当該条項を修正するべきである。自動車の窃盗犯人を逮捕したが、自動車の所有者を警察が捜す過程で、謀殺を含むはるかにより重大な犯罪を身柄拘束中の被疑者が犯したと警察が信じるに至り、さらに取調べを含む捜査のための時間が謀殺について必要となることが理由である。人が比較的軽微な犯罪で身柄を拘束され、その後重大な強姦や謀殺に関係していたことが判明した際に時間を計り始めるようになれば、時間が経過したことを理由に釈放することは誤りとなろう。いくら特別な時間人を身柄拘束する権限が不可欠、かつ警察の取調べを含む捜査の成功に違いをきたすであろう際に、法案三八条⁽¹⁵⁾、三九条⁽¹⁶⁾において述べられた状況において留置延長が許可され得る。そしてそのように法案三八条、三九条は留置を延長する権限を与えているが、さらに法案二八条自体においてそのことが明らかにされるべきである。⁽¹⁷⁾

またバーミンガム氏(Mr. Birmingham)は、次のように述べていた。一つの罪状で逮捕され、釈放され、そして直ちに他の事件について再び逮捕され、留置時間を再び計り始めるような場合の釈放による害が存在する。⁽¹⁸⁾ また、

「人が拘置所において勾留されるのであれば、警察官らが彼に会いに来る際に彼はノーを言うオートマチックな

権利を持つが、もしも警察勾留されているのであればその立場は異なる⁽¹⁹⁾。」

またダブス氏(Mr. Dubs)は、次のように述べていた。人が法案二八条の下で逮捕されるのであれば、彼がもとも逮捕されていた犯罪に関係があるつがなかつが、第一の逮捕についての基準時から時間を計ることを法案三七条三項は規定している。しかしグリフィス氏の修正案は、「彼の逮捕を導いた状況から生じている犯罪ではない」ということを導入しようとするものである。すると、もしも人が自動車の盗みで逮捕されているような場合には、自動車の盗罪に關係する犯罪では二回逮捕され得ないが、謀殺といった犯罪では逮捕され得ることになる⁽²⁰⁾。

しかしながらダグラス・ハード内務省担当大臣(Mr. Douglas Hurd, Home Office, The Minister of State)は、グリフィス氏の提案には反対であつた。

「警察署で身柄拘束中の者が何の犯罪で留置されているのかをいつでも知るべきであることは正しいことである。当該条項(法案二八条―筆者)は法案三七条三項とともに、法案第四⁽²¹⁾編に含まれた告発までの留置に関するリミットが超過されないことを確実にするであつた。」「しかし(グリフィス氏の―筆者)修正案の効果は、その保障に重大なギャップを開けるであつた。告発までの留置は無制限になるであつた。」「逮捕のたびに留置時計は0に戻され、他の犯罪での逮捕は、第一の留置期間が終わるまで遅らされる可能性があつたからである。」

「当該問題には、二つの答えが存在する。」「(第一に―筆者)人が一つの目的で逮捕されている際に、捜査によって他の可能性のある犯罪を明らかにするかもしれない。それは、最初は警視正に、そしてその後治安判事裁判所の前で、警察はさらに時間を必要としていたことをうまく論じるかもしれない類のケースである。このようなケースは稀ではあるものの、法案三七条から四〇条⁽²²⁾がそのために立案されているちょうど類のものである。」「(第二に―筆者)人が第一の犯罪について告発後留置され裁判所への出廷を待つ間に、他の犯罪についての取

調べを含む捜査はなされてよい。第一の罪状について勾留されるのであれば、それは継続されてよく、人は取調べられて構わない。実際に拘置所に代わる一九八〇年治安判事裁判所法一二八条の警察勾留はまさにその理由で、すなわち警察による他の犯罪についての取調べを含む捜査を容易にするために要求されてよい。たとえもしもその人が拘置所で勾留されるにしても、その結果彼はいまだ留置されているのだから取調べを含む捜査が追及されるといって避けられない留置の要素はいまだ残っている。⁽²³⁾

そしてコウフマン氏 (Mr. Kaufman) もまたハード氏の見解を支持していた。⁽²⁴⁾ そして、

「たとえもしも第一の逮捕が比較的軽微な犯罪に関するものであるにしても、第二の逮捕にもかかわらず告発までの留置の期間は第一の逮捕から生じるのか？」⁽²⁵⁾

というコウフマン氏の質問に対して、ハード氏は次のように述べていた。

「彼はまったく正しい。」⁽²⁶⁾

もしも法案二八条^(b)がグリフィス氏の修正案のように修正されたなら、警察は釈放後に再び逮捕する目的で逮捕することなく新たな犯罪を蓄える可能性がある。こうしてこの点を扱う法案三八条八項⁽²⁷⁾を潜脱する。⁽²⁸⁾

このような討議の結果グリフィス氏は、次のように述べていた。

「人が一つの犯罪で逮捕され、そしてより重大な犯罪についての証拠をもたらず捜査は、実際において法案のよりの後の条項に含まれた権限によってカバーされ得るであろう。」「法案三八条一項^(a)は、『告発することなく留置を続けることが、その者の逮捕の理由となった犯罪に関する証拠の収集もしくは保全のために必要である』と きは、『警視の階級の警察官は』留置の継続を実際に許可できることを具体的には述べている。」「時間を計り始めるためには彼が他の犯罪で逮捕されなければならなかったであろうことを、それは暗に意味している。」⁽²⁹⁾

そしてグリフィス氏は、彼の修正案を取下げたのであつた。⁽³⁰⁾⁽³¹⁾

第二節 PACE三四条二項

現在のPACE三四条二項にあたる第二次法案三一条二項⁽³²⁾を巡り、一九八三年一月一七日に開始された庶民院における第二次法案のE常置委員会では、次のような審議がなされていた。

コウフマン氏は、次のように述べていた。法案三一条二項は、フィリップス委員会⁽³³⁾の勧告と矛盾すると思われる。法案三一条二項によれば、留置管理官は^(a)警察留置に付されている者についてその留置理由が消滅したと認める場合において^(b)本編の規定によりその留置を続ける正当化理由が他に認められないときは、直ちにその者の釈放を命じなければならぬ。その一方でフィリップス委員会は、単に他の犯罪を解明することを目的とした逮捕に基づく留置の継続は許されないとしていた。ここで法案三一条二項^(b)は、人を逮捕していた事件が留置を正当化する事件ではもはやないと警察官が認める場合に、それにもかかわらず警察官は他の理由で人を留置することができることを言っているように思われる。これがもしもフィリップス委員会が認めていなかった、逮捕されていない他の犯罪を解明するということを意味するのであれば、フィリップス委員会に真つ向から対立することになる。また法案三一条二項^(a)について、留置管理官がどのようにして留置理由の消滅を認めるのかについても疑問が残る。⁽³⁴⁾

それに対してメラー氏は法案二八条に言及したが、⁽³⁵⁾コウフマン氏は満足しなかった。コウフマン氏は、次のように述べていた。第一に、留置管理官がどのようにして留置理由の消滅を認めるのかについて、メラー氏は何ら答えていない。第二に、法案二八条は法案三一条二項^(b)に関係しない。法案三一条二項^(b)では、釈放したうえで再び逮捕することや釈放せずに再び逮捕するといったことは触れられていない。人が一つの目的で逮捕されて警察署で身柄を拘束

されていて、その一つの目的で彼を逮捕する理由が消滅した場合について、法案三二条二項(b)は言及している。留置を続ける理由が他に認められるのであれば、留置管理官は被疑者を釈放することなく身柄拘束し続けてよい。問題は、そこで言う「他の理由」の内容である。「他の理由」の意味するものが、フィリップス委員会が強く反対する他の犯罪の解明であるのかどうかについて懸念を抱いている。第三に、フィリップス委員会の報告書は、留置場へと被疑者を受け取る警察官(留置管理官)は報告書に示す基準を基礎にして警察署で逮捕者を身柄拘束し続けることが必要であるのかを調べることを成文法によって要求されるべきであると、勧告していた。⁽³⁶⁾ 法案三三条が⁽³⁷⁾ それについて規定していることが言われたが、どこにもそのようなことは規定されていない。第四に、フィリップス委員会の報告書は、尋問や他の取調べを含む捜査をするにしても人を留置することは必ずしも必要ではないと勧告していたが、⁽³⁸⁾ そういったことも法案では規定されていない。⁽³⁹⁾

これら論点について、メラニー氏は次のように述べていた。

「第一の論点について—筆者(留置管理官)には法案三三条や特に三六条⁽⁴⁰⁾の下彼に課せられた義務があり、そこでは審査が行われなければならない。」「法案第四編の全体を人が見る場合—特にもしも人が実務規範とともにそれを読むのであれば—留置管理官と呼ばれる者が仰向けに深く腰掛けることはまったく不可能であろう。」「彼は積極的であることを要求される。」「法案三三条、三六条などにおける彼が彼自身を没頭させなければならぬ活動は、法案三一条が彼に活動することを要求する状況を彼に認めさせるであろう。」⁽⁴¹⁾

第二の論点について、法案三二条二項(b)に関連して二つの問題が生じるかもしれない。第一に、逮捕捕者を留置するもとの理由は、法案三四条⁽⁴²⁾に規定された必要性の原則の一つであったといつことである。それが消滅したものの見解をとることを留置管理官に許すであろう他の理由を留置管理官が認めたような場合である。⁽⁴³⁾ そして第二に、

「人がある犯罪で逮捕され、彼についての詳細があちこちに伝えられ、そうして取調べを含む捜査の過程で彼が特定の署で身柄拘束されていることが知られるようになるであろう。他の警察が彼は他の裁判所から令状によって捜し求められているとその警察署に連絡をとって言うであろう。」「もしもその情報を持ちながら留置管理官がそれに基づいて活動することを許されないのであれば、明らかにそれはまったく不適當であろう。私がそれを理解するように、そういったことが留置管理官が活動することのできる状況である。」⁽⁴¹⁾

このメラー氏の説明に対してコウフマン氏はフィリップス委員会の勧告に反するのではないかといつそう懸念を強め、⁽⁴⁵⁾さらに他の論点に対する説明も促した。⁽⁴⁶⁾そしてメラー氏は、次のように述べていた。いつでもフィリップス委員会の勧告に従って法案を作らなければならないわけではない。⁽⁴⁷⁾そして、

「口実の犯罪——比較的軽微なもの——と呼ばれるかもしれないもので人が身柄を拘束されて、その間に他の犯罪について取調べを含む捜査がなされるようなことは、意図されていない——また法案の効果でもない。もしも他の犯罪についての証拠が明らかとなるのであれば、その人は法案二八条によって告発されるであろう。もしも警察が相対的に軽微な事件で被疑者を身柄拘束していて、その後さらに重大な事件について彼が捜し求められていた証拠を与えられたが、彼を引き渡す目的で留置できなかったのであれば非現実的である。」⁽⁴⁸⁾

しかしコウフマン氏は、第二の論点に対する説明になおも満足できずにいた。比較的軽微な罪状で逮捕された後により重大な犯罪について嫌疑をかけられる場合、それは法案二八条の問題であつて法案三一条二項の問題ではない。コウフマン氏が知りたいのは、法案三一条二項(b)の言う「他の理由」の内容についてであつた。⁽⁴⁹⁾

そしてメラー氏は、繰り返し次のように述べていた。

「(フィリップス委員会報告書の一筆者) Paragraph 3.77 は、他の犯罪を説明するために一つの犯罪で人が逮捕

され留置され得ることはない」と述べている。第二およびその後の犯罪についての逮捕は、それらを正当化する証拠が明らかとなる時点でのみ、あり得る。人が留置されるべきかどうかは、特定の犯罪のために逮捕する具体的な理由の価値と対照して判断されなければならない。そしてそれは、口実として利用されてはならない。⁽⁵⁰⁾

そして法案三二条二項の言う「他の理由」の内容には二つの場合がある。第一に、留置管理官が受け取ったさらなる情報の結果、法案三四条に規定する必要性の原則の一局面が充足される場合である。⁽⁵¹⁾そして、

「第二に」、「警察官がこのような者を必要期間留置できることは不可欠である。たとえば彼は、留置された者を別の警察署へと引致するために国の一つの地域から他の地域に行く必要があるかもしれない、それによって他の事件が解明されるかもしれない」⁽⁵²⁾

その一方でバーミンガム氏は、コウフマン氏を支持しつつ次のように述べていた。引き渡しの事例については理解できるが、本当の問題は被疑者が逮捕されていてその後告発されるか今にも告発されようとしている事例である。警察署に立会ったソリシターがよく気がつく待ち時間が、その後やってくる。その間に警察は、何か他のことについて彼に尋ねることがあるかどうかを判断するのである。警察は未解決犯罪のリストを持っており、警察がそれらについて被疑者に尋ねてよいということを法案三二条二項(b)の言い回しが意味しないのであれば、事は簡単である。留置は告発の時点を超えて引き延ばされ得た。コウフマン氏の指摘は注意深く考慮されるべき問題であり、法案三二条二項(b)の言い回しは、こういった病理現象をとらえるのに十分には描かれていない。⁽⁵³⁾

第三節 P A C E 三七条二項

現在の P A C E 三七条にあたる第二次法案三三条を巡り、一九八三年一月一七日に開始された庶民院における第

二次法案のE常置委員会では、次のような審議がなされていた。

ダブス氏は、次のように述べていた。「犯罪」(an offence)ではなく「特定の犯罪」(the particular offence)と修正するべきである。尋問などの正当化は、無限定の犯罪ではなく特定の犯罪に係っている。情報収集や推測の罪状を追及することを目的として一般的な尋問をするために人々を留置する権限を警察は持たないことを、この修正案は明らかにしている。⁽⁵⁵⁾

しかしながらハード氏はそのような修正は不要であるとし、次のように述べていた。

「法案三三条は二つのケースをカバーしている——すなわち人がどこか別の場所で逮捕された後に警察署へと引致される場合、そして彼が法案二八条の下で他の犯罪についてその署で逮捕される場合である。法案三三条九項は、⁽⁵⁶⁾明確に両方のケースに言及している。逮捕がなされるそれぞれの機会において留置管理官は、それに関する証拠を調べなければならず、そして当該犯罪について告発が提起されるのに十分であるのかどうかについて判断しなければならない。当該法案は、逮捕のなされていない犯罪についての証拠を得るための留置を考慮に入れている。」「その人がもともと逮捕されていた犯罪以外の犯罪について取調べを含む捜査を追及する目的で留置が要求されるのであれば、その前に再び逮捕することを法案二八条は要求している。⁽⁵⁷⁾⁽⁵⁸⁾」

第四節 PACE四一条五項

現在のPACE四一条五項にあたる修正案が、エルトン内務省担当大臣 (The Lord Elton, Home Office, The Minister of State) によって提案された。

「(四A) (a) イングランドおよびウェールズの一つの所轄地域 (以下『第一地域』と言つ) において現に警察

留置に付されている者につき、(b) イングランドおよびウェールズの他の所轄地域（以下「第二地域」と言つ）において、犯罪により逮捕が求められており、かつ、(c) その者が、第一地域において当該犯罪に関する証拠を収集するための尋問を受けることなく、当該犯罪の捜査のため第二地域へ引致されるときは、基準時は、(i) その者が第一地域において留置されている場所を離れたときから二四時間を経過したとき、または(ii) その者が第二地域の警察署に最初に到着するときのうちいずれか早い時点とする。⁽⁵⁹⁾」

そして当該修正案を巡り貴族院では、次のような審議がなされていた。

エルトン卿は、次のように述べていた。

「一つの犯罪で逮捕下にある者がもし釈放されたとしても、他の犯罪で逮捕されることを免れないであろう場合に、他の犯罪についてさらに逮捕されることを、法案三一条⁽⁶⁰⁾は要求している。このようなケースにおいて留置時計は第一の逮捕についての時点から計り続けることを、法案四一条⁽⁶¹⁾項は規定している。これら二つの条項の目的は、人が複数の犯罪について同時に捜し求められているところで、留置に関するタイムリミットが超過されないことを確実にすることにある。一つの犯罪について釈放して、それから他の犯罪で彼を連れ戻すことによって警察は彼をもてあそぶことはできないのである。

同じ地域で複数の犯罪について被逮捕者が捜し求められているというスタンダードなケースにおいて、これらの条項はそのように作用する。⁽⁶²⁾」

人が他の所轄地域において既に警察留置中である際、彼が法案三一条によって要求されるように他の犯罪で逮捕される場合に、問題が生じる。もしもニューカッスル(Newcastle)の犯罪(第一地域の犯罪)が重大な逮捕可能犯罪であり、それからプール(Poole)の犯罪(第二地域の犯罪)が重大な逮捕可能犯罪でないのであれば、われわれは異

例を持つことになる。なぜなら被疑者は既に限度である二四時間を超えて身柄を拘束されているかもしれないにもかかわらず、プールの犯罪が警察にそれについて彼を身柄拘束する権限を与えるであろうからである。それゆえプールの犯罪についての彼の留置のタイムリミットは、法案二一条の下で彼がそれについて逮捕される時までで過ぎてしまっていたかもしれない、そしてそれが捜査されるのに彼をプールへと引致することが可能である時までで過ぎていたであろうことはまさにありそうなことであるというのが、立案された際に法案が意図していなかった効果である。この修正案は、その異例を正すように考案されている。⁽⁶³⁾そして当該問題に関して、修正案は合意された。⁽⁶⁴⁾⁽⁶⁵⁾

第五節 PACE四八条

一九八〇年治安判事裁判所法二二八条七項⁽⁶⁶⁾の下、被疑者を丸三日間まで警察勾留する権限を、治安判事は持っていた。通常これは、他の犯罪について尋問を許す目的のためであった。このような留置に関しては必要性の原則が適用され、他の犯罪について被疑者を尋問するのに被疑者を留置する必要性がもはや存在しないのであれば、被疑者は治安判事裁判所の前に戻されなければならないと、現在のPACE四八条⁽⁶⁷⁾にあたる第一次法案三九条⁽⁶⁷⁾は規定していた。そして留置中において留置管理官は被疑者に対して責任があり、そして留置管理官による定期審査についての通常適用されるルールがここでも適用された。⁽⁶⁸⁾

その第一次法案三九条について治安判事補佐官協会 (Justices' Clerks' Society) は、次のように述べていた。警察が裁判所や被疑者側のソリシターに事前に相談するのではなければ、早めに裁判所に引致するということは逆効果となり得る。警察勾留への審査については歓迎される。勾留を命じた裁判所は人の出廷への全体的なコントロールにとど

まるべきである。⁽⁶⁹⁾

そして現在のP A C E四八条にあたる第二次法案四四条⁽⁷⁰⁾について、デービッド・ウォルチョウバー (David Wolchover) は、次のように述べていた。警察は、裁判所へと被疑者が引致されたホールディング・チャージの対象を形成するもの以外の事件についてさらに尋問する目的で、丸三日間の警察勾留を要求する実務をしばしば行っている。警察勾留の権限は無制限のものであるため、四八時間 + 繰り返される七十二時間ということになり得る。しかしながら、この化粧品に頼る必要性はもはやない。なぜなら法案第四編の下では、逮捕から最大限一二〇時間 (二四 + 三六 + 六〇時間) まで留置する権限があるからである。そして警察・刑事証拠法案によって警察勾留は規制され、一九八〇年治安判事裁判所法二二八条に新しい八項が導入されている。それによれば一九八〇年治安判事裁判所法二二八条七項の下での権限は、他の犯罪についての取調べを含む捜査のための勾留に限定されている。⁽⁷¹⁾

その第二次法案四四条を巡り、一九八三年一月一七日に開始された庶民院における第二次法案のE常置委員会では、次のような審議がなされていた。

バーミンガム氏は、次のように述べていた。一九八〇年治安判事裁判所法二二八条七項は、丸三日間を超えない期間警察勾留する権限を治安判事裁判所に与えている。そして丸三日間は、人が裁判所の前に引致される時点と五日目に裁判所の前に再び引致される時点についての定義がゆえにしばしば五日間を意味した。⁽⁷²⁾ しかし、

「法案四四条による一九八〇年治安判事裁判所法二二八条への改正は、警察によるこのような留置の目的は他の犯罪についての取調べを含む捜査のためであると明確に述べることによって当該条項を制限する効果を持つている。」⁽⁷³⁾

問題は警察が取調べを含む捜査を九六時間以内に完遂できないと考える場合に、ホールディング・チャージがなされ

イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて (和田) 一一一一 (一一三)

る可能性があるということである。それによって九六時間というリミットが潜脱される可能性がある。この警察勾留の権限は、一八四八年正式起訴犯罪法（Indictable Offences Act 1848）二二条⁽⁷⁴⁾に由来する⁽⁷⁵⁾。警察・刑事証拠法案自体は留置にタイムリミットを設けたのに、法案四四条は留置の全体的な目的をないがしろにしている。これまで比較的軽微な罪状に関連しない他の事件について取調べるために、ホールディング・チャージという捜査実務がなされてきた。こういった事例では、比較的軽微な罪状はその後取下げられるのが常であった。そこで法案四四条について、警察官の留置に人を投じてはならないように修正するべきである⁽⁷⁶⁾。

これに対してハード氏は、次のように述べていた。警察勾留の権限は、新しく創設された権限ではない⁽⁷⁷⁾。「法案はその権限を規制しており、そしてそれについて以前はそこになかった保障を創設している」⁽⁷⁸⁾。

バーミンガム氏は裁判所がもとも持っている権限を批判しているのであって、その批判には同意できない。ある犯罪で告発された者に嫌疑のかけられた他の犯罪について捜査するのに、当該規定は必要である。重大事件で警察勾留が正当化されると裁判所が信じるところで、警察勾留は頻繁になされる。告発前の留置に課せられたタイムリミットは、捜査目的の留置が無期限になされないためである。しかし告発後に法案四二条⁽⁷⁹⁾の下で裁判所の前に引致され、そして裁判所によって保釈が不許可にされるとまったく別の考慮が働くのである。そしてそこで唯一問題になるのは、拘留所で勾留されるのか警察勾留なのかである⁽⁸⁰⁾。

「いったん保釈を不許可にする決定が下されると——それは本法案に含まれたものではなく一九七六年保釈法（Bail Act 1976）⁽⁸¹⁾に含まれた基準に従ってなされなければならない——他の犯罪の捜査のためにそれが必要だと考えられるのであれば、裁判所が人を拘留所ではなしに警察勾留することが可能であるべきではない理由を私は理解しない」⁽⁸²⁾。

むしろ拘置所の施設は、延長された取調べに不適當である。プライバシーはほとんどなくそして音響効果に乏しく、テープ録音が導入される際に問題となろう。⁽⁸³⁾

これに対してパーミンガム氏は、次のように述べていた。

「勾留される者が警察の留置場ではなく拘置所に投じられる一つの利点は、拘置所の規則の下で警察官らに会うことを拒否する権利を彼が持つことであることを大臣は受け入れているのか？また彼が取調べられることを望むにしても、もちろん彼に立会う者を彼は強く要求できるという付け加えられた保護を持つ。さらにイングランド北部にある私の知るほとんどの拘置所において、依頼人らを取調べるのに十分な設備が存在していることを、大臣は受け入れているのか」？⁽⁸⁴⁾

これに対してハード氏は、次のように述べていた。拘置所職員の立会いの下拘置所のコンディションで取調べられることに気が進まない者がいる。被疑者と警察双方が警察署での取調べを望むケースがある。⁽⁸⁵⁾

「(パーミンガム氏の主な関心事は一筆者)警察勾留は不公正な圧迫を与える手段として用いられるかもしれないという事実にある。」「もしも人が警察に協力することに気が進まないのであれば、勾留審理の際に彼はその旨を言える。このような状況においては、裁判所は警察勾留の請求を聞き入れそうもないであろう。」「これ(警察勾留一筆者)は一九八〇年(治安判事裁判所一筆者)法によって既に制定されていた重要な権限であり、それは維持されるべきである。この権限を維持する一方で、法案四四条は留置手続に書き入れられた新しい保障にそれを従属させている。⁽⁸⁶⁾」

また二〇世紀初頭において、一つの犯罪について尋問することを可能にするのに他の犯罪で逮捕し告発する実務が生じたのは真実である。ここで第一の罪状は、そういった目的で身柄を拘束することを確実にするためだけのものだ

あったので、ホールディング・チャージという概念が生じたのであった。しかしながら新裁判官準則は身柄拘束中の尋問を認めたので、ホールディング・チャージの不適切な使用の場合によっては取除いていた。⁽⁸⁷⁾

「被疑者に相当な保障を与えている法案は、ある意味でその立場を明らかにしている。もしも人がある犯罪で告発されるのであれば、他の犯罪を捜査する必要性は留置の継続理由ではない。法案三四条一項⁽⁸⁸⁾の規定する条件の一つが適用されるのでなければ、彼は告発後釈放されなければならない。「人がある罪状について裁判所の前に引致された際に一八七六年法（恐らく一九七六年保釈法のことであると思われる―筆者）の規定する保釈への例外の一つが適用されるのでなければ、彼は保釈されなければならない。それゆえ人は、他の犯罪についての捜査のために口実としてホールディング・チャージで留置されることはあり得ない。⁽⁸⁹⁾」

しかしバーミンガム氏は納得できず、次のように述べていた。

「一九六四年（新裁判官準則―筆者）において、唯一許された告発後の取調べは、既に形成された罪状について同時記録された。」⁽⁹⁰⁾同時記録は非常に困難であることが示され、そして刑事らの間でほとんど支持されていなかった。そうしてホールディング・チャージという昔からのシステムは習慣的に行われた。⁽⁹⁰⁾

ロンドンやワットフォード（Watford）南部では経験しなかったが、ワットフォード北部では、特に不法目的侵入やその類の犯罪についてホールディング・チャージの大量使用が存在する。たとえば商店への不法目的侵入罪で三日間勾留し、四日か五日後の次の裁判所への出廷までに一三個の罪状が存在している事例がある。そしてそれら重大事件についての取調べは、手続が進行するかもしれないししないかもしれないようなホールディング・チャージによって裁判所の前に引致された後ですべて生じているのである。被疑者取調べの権限を警察が持つべきではないとまでは言わないが、ホールディング・チャージは害悪である。⁽⁹²⁾

「統計値は、大多数の事件は二四時間以内に処理されることを示している。そういった事件で警察は、警察留置を請求しない。」「(問題となるのは次のような場合である。―筆者) 数時間後であつてさえ警察は自由を得ることができず―関係者が黙秘権を行使するか否認を続けている―そして警察が彼を告発する。法案によれば、彼らは一八時間、二四時間、または三三時間以内にそうしてよい。そしてその犯罪の性質を考慮して、彼らはこれらの期間を超えて延長できないことを知る。その後警察は勾留を請求する。それから恐らく彼らが本当に興味を持ち、そして何の成果も持たない他の事件について彼を取調べるのに丸五日間を彼らは持つ。」「警察署での勾留は圧制的であり、そして関係者は不安の対象である。しかしながら彼がもしも拘留所に勾留されるのであれば、限界があるにせよ一定の権利を持ち第三者からの保護を受ける。」「このような警察勾留は被疑者の同意がある場合にのみなされ得たということが、法案において述べられるべきである。」「⁽⁹⁴⁾

これに対してハード氏は、次のように述べていた。警察勾留は当事者の同意の下にしばしばなされるが、それに制限されるものではない。当事者が望まなくとも警察勾留はなされ得るが、それは警察ではなく裁判所が判断することである。パーミング氏の懸念はこじつけである。裁判所によって保釈が不許可とされることを警察が予め知っているのなければ、このような策略は成功しない。⁽⁹⁵⁾

「警察が他の犯罪について取調べたいということを理由に保釈を不許可にするような保釈法上の基準は存在しない。」「⁽⁹⁶⁾

しかしパーミング氏は、次のように述べていた。実際の實務においてホールディング・チャージを頻繁に経験している。多くの機会に犯罪捜査の過程でホールディング・チャージによって告発したと警察官は言っている。そうして警察勾留が要求される。いくつかの機会において依頼人は、警察勾留に異議申立をしない。なぜなら依頼人の妻が

彼を訪問するのに不便な遠くの拘留所よりも、近くの警察署の方が便利だからである。警察が被疑者を取調べたがっている際にときどき三日間の勾留に同意することを、私は受け入れて⁽⁹⁷⁾いる。しかし、

「私は何千もの保釈請求を何年にもわたって行ってきた。」「治安判事裁判所の中で三日間の勾留に反対することは極めて困難である。『それはたった三日間である』という一致した考え方が存在する。」「裁判所はその（勾留の）筆者）請求を聞き入れがちである。」「⁽⁹⁸⁾もしも法案が立案されたように制定されるのであれば、留置時間に重要な抜け穴を残すであろう。」「多くの事件が単に取調べの証拠によって事実審理にもたらされ、そしてそのことは私や多くの他の者に大きな懸念を引き起こしている。⁽⁹⁹⁾」

アレックス・カーライル氏（Mr. Alex Carlile）もまた、ハード氏の説明に疑問を投げかけていた。第一に、取調べが効果的になされ得ない拘留所よりも、警察署の快適な防音の環境で取調べられるべきであるという発言⁽¹⁰⁰⁾についてである。

「（しかし拘留所においても）筆者）取調べのためのよい設備がいつでも用意される。」「いくつかの点で実際上は一九八〇年治安判事裁判所法二二八条七項であるものの維持が身柄拘束中の被疑者の利益になると提案することとは、まったく受け入れられないナンセンスである。⁽¹⁰¹⁾」

そして第二に、警察勾留の権限は新しく創設された権限ではなく、一八四八年正式起訴犯罪法に由来するものであるということである。これはもともと一八四八年の時点では、その規定によって警察の下での身柄拘束に制限を課すものであった。しかし法案によって九六時間の留置を認め、その後さらに三日間勾留されるかもしれないのであれば、事情は異なるのである。⁽¹⁰²⁾

「言い換えると、制限規定としてあったものが拡張規定となり、九六時間を九六時間+さらに三日間にしてい

る。」「確かに―筆者）法案四四条^(b)に、警察がするかもしれないことへの有用かつ賢明な制限が存在する。」「（しかし―筆者）重要な点で制限したことから驚くべきやり方で拡張するものへとその性質においてこれは今や変化していたということ、彼（大臣―筆者）は高く評価していなかった⁽¹⁰³⁾」

しかしながらこの修正案は、賛成六、反対一〇で否決されたのであった⁽¹⁰⁴⁾⁽¹⁰⁵⁾。

その後さらに現在のP A C E四八条にあたる法案四六条を巡り貴族院では、次のような審議がなされていた。

ミシユコン卿（Lord Mishon）は、次のように述べていた。法案四六条は、一九八〇年治安判事裁判所法一二八条七項を改正している。当該法律は、丸三日間を超えない期間、本当は全部で五日間をそれは意味するのだけれども、人を警察勾留する権限を治安判事裁判所に与えている⁽¹⁰⁶⁾。

「警察によるこのような留置の目的は、他の犯罪についての取調べを含む捜査の目的のためにあるということをも明確に述べることで、この条項によって（一九八〇年治安判事裁判所法―筆者）一二八条になされた改正は、その条項（一九八〇年治安判事裁判所法一二八条―筆者）を制限する効果を持っている。治安判事裁判所による定期的な審査はあり得ないのだけれども、留置された者に関する警察の責任は、治安判事裁判所による警察勾留に従って留置された者にも適用されるであろう⁽¹⁰⁷⁾」

万一ホールディング・チャージが提起される場合には、たとえば二六時間か四八時間か六〇時間で被疑者は治安判事裁判所の前に引致され得、そして丸三日間警察勾留され得た危険が存在する。こうして、留置リミットと治安判事裁判所による三六時間から七十二時間の審査は、潜脱され得る。われわれは、この権限を無くすことを要求しているのではない。なぜなら田舎のいくつかの地域において、そして私が話されることには特にヨークシャー（Yorkshire）において、第一回出廷に続く留置によって与えられた機会は、ソリシターが被疑者から指示を得るのに使用されている

イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて（和田）

からである。しかしながら、私が言及したこのような乱用の可能性を避けるために、当該権限は明らかに制限する必要がある。裁判所が被疑者を警察勾留する段階で裁判所は警察尋問について許可を与えなければならぬように修正するべきであり、そうすることで裁判所の役割は告発前と同じだけのものになるであろう⁽¹¹⁶⁾。

これに対してトランピングトン男爵 (The Baroness Trumington, Government Whips, House of Lords, BARONESS IN WAITING) は、次のように述べていた。三日間の警察勾留を許す一九八〇年治安判事裁判所法の規定は、ある犯罪で告発された者によって犯されていたと考えられた他の犯罪についての警察捜査を容易にするのに警察にとつて大きな助けとなり、そしてミシュコン卿が言及したように、重大な事件においては裁判所によってその規定は頻繁に使用されている。

当該規定が法案に含まれた留置に関するリミットを潜脱することを警察に許すかもしれない可能性について、表明された懸念を私は理解している。しかしこの懸念は、それらリミットの目的への誤解から生じていると私は論じるつもりである。そうでなければ自由であろう人が、捜査目的で警察によって無期限に留置されないことを確実にすることを、告発前の留置に関するタイムリミットは意図している。ある犯罪で既に告発された者が法案四四条⁽¹¹⁷⁾に従つていったん裁判所の前に引致されると、まったく別の考慮すべき事情が持ち出され、そして裁判所は保釈を不許可にする。このような状況において唯一の問題は、彼が拘置所に勾留されるのか警察勾留されるのかである。

いったん保釈が不許可になると——もちろんそれは一九七六年保釈法に含まれた基準に従つてなされるのであり、この法案の条項への言及によつてではない——他の犯罪の捜査にとつて勾留が必要であると考えられるのであれば、その人を拘置所での勾留ではなく警察勾留することを裁判所ができない理由を、私はまったく理解しない。留置に関するタイムリミットの問題は生じない。なぜなら、もしも彼が拘置所において三か月間勾留される場合に、警察が捜

- (7) Zander, supra note 5, July 22, 1983, at 656.
- (8) 「新九条（他の犯罪による逮捕）
警察官は、^(a)（一）人がその逮捕の結果として警察官に引致された場合において、^(b)釈放したとしても他の犯罪により逮捕されると認めると
被^レ 一の犯罪による者を逮捕しなければならぬ」と「H. C., Hansard, 3 May 1983, col. 1887」。
- (9) Id. col. 189.
- (10) Id. cols 189-190.
- (11) Id. col. 190.
- (12) Id. col. 190.
- (13) Police and Criminal Evidence Bill [Bill 44], 26 October 1983, at 23.
- (14) Id. at 33.
- (15) Id. at 34-35. 現在のPACE四三条。
- (16) Id. at 35-38. 現在のPACE四三条。
- (17) H. C., Hansard, Standing Committee E, 2 February 1984, cols 931-932.
- (18) Id. col. 934.
- (19) Id. cols 934-935.
- (20) Id. col. 935.
- (21) [Bill 44], supra note 13, at 26-42. 現在のPACE第四編。
- (22) Id. at 33-38. 現在のPACE四一—四四条。
- (23) H. C., supra note 17, cols 933-934.
- (24) Id. col. 934.
- (25) Id. col. 936.
- (26) Id. col. 936.
- (27) [Bill 44], supra note 13, at 35. 現在のPACE四二条—一項。

- (29) H. C., supra note 17, col. 936.
- (30) Id. col. 936.
- (31) Id. col. 937.
- (32) 参照：Police and Criminal Evidence Bill [AS AMENDED BY STANDING COMMITTEE E] [Bill 143], 29 March 1984, at 23, 33; Police and Criminal Evidence Bill (225), 17 May 1984, at 25, 36; Police and Criminal Evidence Bill [AS AMENDED IN COMMITTEE] (283), 11 July 1984, at 26, 38; Police and Criminal Evidence Bill [AS AMENDED ON REPORT] (303), 31 July 1984, at 27, 38.
- (33) [Bill 44], supra note 13, at 26. 参照：土屋三三「イギリスの新「警察及び刑事証拠法」(1)」警察研究五六巻四号五八頁(一九八五年)。
- (34) REPORT, supra note 6, para. 377.
- (35) H. C., Hansard, Standing Committee E, 7 February 1984, cols 998-999.
- (36) Id. col. 1002.
- (37) REPORT, supra note 6, para. 377.
- (38) [Bill 44], supra note 13, at 27-28. 現在のPACE三二条。
- (39) REPORT, supra note 6, para. 377.
- (40) H. C., supra note 34, cols 1003-1005.
- (41) [Bill 44], supra note 13, at 31-33. 現在のPACE四〇条。
- (42) H. C., supra note 34, col. 1005.
- (43) [Bill 44], supra note 13, at 28-29. 現在のPACE三八条。
- (44) H. C., supra note 34, col. 1005.
- (45) Id. col. 1005.
- (46) Id. cols 1005-1006.
- (47) Id. col. 1006.
- (48) Id. col. 1006.

- (97) Id. cols 1007-1008.
- (98) Id. col. 1009.
- (15) Id. col. 1009.
- (32) Id. col. 1009.
- (32) Id. cols 1009-1010.
- (75) 参照: [Bill 143] supra note 31, at 26; (225) supra note 31, at 28; (283) supra note 31, at 29; (303) supra note 31, at 30.
- (52) H. C., Hansard, Standing Committee E, 9 February 1984, col. 1078.
- (95) [Bill 44], supra note 13, at 27-28. 現在のD.V.C.E.H.10条10項。
- (52) H. C., supra note 55, col. 1081.
- (92) 参照: [Bill 143], supra note 31, at 27; (225) supra note 31, at 29; (283) supra note 31, at 31; (303) supra note 31, at 32. 題名「イギリス刑事司法の改革(7)——一九八四年警察・刑事証拠法及び一九八五年犯罪訴訟法を中心に——逮捕および留置(その1) シュリスト九五—号八五—八六頁(一九九〇年)。
- (95) Police and Criminal Evidence Bill (303-1), 16 October 1984, at 7-8.
- (96) 現在D.V.C.E.H.11条。
- (16) 現在D.V.C.E.H.11条四項。
- (92) H. L., Hansard, 18 October 1984, col. 1134.
- (92) Id. cols 1134-1135.
- (95) Id. col. 1135.
- (92) 参照: LORDS AMENDMENTS TO THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE BILL [Bill 229], 22 October 1984, at 13-14.
- (95) 刑務省の草案の改正 参照: Magistrates' Courts Bill [H. L.] (248), 1 May 1980, at 76; Magistrates' Courts Bill [H. L.] [AS AMENDED BY THE JOINT COMMITTEE ON CONSOLIDATION BILLS] (287), 4 June 1980, at 76; Magistrates' Courts Bill [H. L.] [Bill 245], 8 July 1980, at 76.
- (95) Police and Criminal Evidence Bill [Bill 16], 17 November 1982, at 35. 参照: Police and Criminal Evidence Bill [AS AMENDED BY

STANDING COMMITTEE J] [Bill 115], 29 March 1983, at 34.

(29) Michael Zander, *The Police and Criminal Evidence Bill IV: Detention*, NEW LAW JOURNAL, March 25, 1983, at 272.

(30) The Justices' Clerks' Society, OBSERVATIONS ON THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE BILL, 1983, para. 4.23.

(31) [Bill 44], supra note 13, at 41.

(32) David Wolchover, *The Police Bill and the Scope of Existing Powers of Detention for Questioning*, The Law Society's Gazette, 23 November 1983, at 2982-2985.

(33) H. C., Hansard, Standing Committee E, 21 February 1984, col. 1271.

(34) *Id.* col. 1271.

(35) 11 & 12 Vict., c. 42, at 217.

当該条項は、刑事被告人が出廷する裁判所の近くに刑事被告人を確保することを当初目的としていたが、現在ではPACE四八条に見られるように警察捜査を助けるために使用されてしまっている。またレオナルド・リー博士によれば、PACE四八条のルーツは一八四八年正式起訴犯罪法一八四八年略式裁判権法 (Summary Jurisdiction Act 1879) 一四条一項[42 & 43 Vict., c. 49, at 247]、よびこのころ[L. H. Leigh, MEMORANDUM OF EVIDENCE TO THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE, at 4; Leigh, supra note 1, at 35]。一八四八年正式起訴犯罪法一四条一項の法条は、*参照* Summary Jurisdiction Bill [AS AMENDED BY THE SELECT COMMITTEE] 374, 1 June 1848, at 15 なり。一八七九年略式裁判権法一四条一項の法条は、*参照* Summary Jurisdiction Bill [AS AMENDED BY THE SELECT COMMITTEE] [Bill 138], 29 April 1879, at 14; Summary Jurisdiction Bill [AS AMENDED BY THE SELECT COMMITTEE AND ON RE-COMMITMENT] [Bill 169], 12 May 1879, at 14 なり。

なお一八四八年正式起訴犯罪法一四条一項の後、一八四九年治安裁判所法一〇五条一項は、*参照* CONSOLIDATION OF CERTAIN ENACTMENTS RELATING TO MAGISTRATES' COURTS MEMORANDUM (H. L. 66, H. C. 195), 20 May 1952, at 7; Magistrates' Courts Bill [H. L.] [Bill 136], 22 July 1952, at 48 なり。その後の警察勾留法一九六八年治安裁判所規則 (Magistrates' Courts Rules 1968) 四二条[S. I. 1968/1920, at 5206]、 Draft 命令が必読である。規則は、*参照* Draft Magistrates' Courts Rules (Cmd. 8559), 1952, at 28; Edward Hughes and A. C. L. Morrison, *Magistrates' Courts Act, 1952*, 'CURRENT LAW STATUTES ANNOTATED', Part 5, 1952, at 55/tr. 69-74 なり。

イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて (和田) 一一三三 (一一三五)

- (75) 参照: Wolchover, supra note 71, at 2982-2985.
- (76) H. C., supra note 72, cols. 1270-1272.
- (77) Id. cols. 1272-1273.
- (78) Id. col. 1273.
- (79) [Bill 44], supra note 13, at 38-40. 現在のPACE四六条。
- (80) H. C., supra note 72, col. 1273.
- (81) 1976 c. 63.
- (82) H. C., supra note 72, col. 1273.
- (83) Id. col. 1273.
- (84) Id. col. 1273. 参照: 庭山英雄「ヨーロッパ代監紀行」自由と正義二九卷一〇号五四頁（一九七八年）「代用監獄制度と市民的自由（一九八一年）所収」。
- (85) H. C., id. col. 1274.
- (86) Id. col. 1274.
- (87) Id. col. 1274.
- (88) [Bill 44], supra note 13, at 28-29. 現在のPACE三八条一項。
- (89) H. C., supra note 72, col. 1274.
- (90) Id. col. 1275.
- (91) 参照: 庭山英雄「国際刑法学会と代用監獄問題」法と民主主義一一六号四八頁（一九七七年）「代用監獄制度と市民的自由（一九八一年）所収」、庭山英雄「捜査段階での弁護活動と代用監獄」東京弁護士会昭和五十二年度秋季講習会講義録五〇頁（一九七八年）、庭山英雄「代用監獄問題の新展開」ジュリスト七二号八〇頁（一九八〇年）「代用監獄制度と市民的自由（一九八一年）所収」、五十嵐二葉「なぜ「刑事留置場」が必要か」ジュリスト七二号八七―八八頁（一九八〇年）「代用監獄制度と市民的自由（一九八一年）所収」。
- (92) H. C., supra note 72, col. 1275.
- (93) Id. col. 1275.

- (94) Id. col. 1276.
- (95) Id. col. 1277.
- (96) Id. col. 1277.
- (97) Id. col. 1278.
- (98) 参照 井戸田侃「西ドイツの刑事手続とイギリスの刑事手続」立命館法学八七・八八号四二五—四二六頁（一九七〇年）「刑事手続の構造序説（一九七一年）所収」日本弁護士連合会第14回司法シンポジウム運営委員会外国調査団・開かれた司法をめざして四八頁（一九九二年）。
- (99) H. C., supra note 72, col. 1278.
- (100) Id. col. 1279.
- (101) Id. col. 1279.
- (102) Id. col. 1279.
- (103) Id. col. 1279.
- (104) Id. cols 1279-1280.
- (105) 参照 [Bill 143] supra note 31, at 41; (225), supra note 31, at 44-45; Police and Criminal Evidence Bill (225-IV), 4 July 1984, at 25; Police and Criminal Evidence Bill (225-V), 6 July 1984, at 15.
- (106) H. L., Hansard, 9 July 1984, col. 695.
- (107) Id. col. 695.
- (108) Id. col. 695.
- (109) 現在のPACE四六条。
- (110) H. L., supra note 106, cols 695-696.
- (111) Id. col. 696.
- (112) Id. col. 696.
- (113) Id. col. 696.
- (114) 参照 (283), supra note 31, at 46-47; (303), supra note 31, at 47-48.

第三章 検討と考察

第一節 議論の整理

イギリスでは二〇世紀初頭において、一つの犯罪について身柄拘束中に尋問することを可能にするのに他の犯罪で逮捕し告発する実務が生じた。⁽¹⁾ここで第一の罪状は、そういった目的で身柄を拘束することを確実にするためだけのものではなかったので、ホールディング・チャージという概念が生じたのであった。⁽²⁾一般的に、比較的軽微な罪状で被疑者を逮捕しより重大な犯罪について取調べを含む捜査をする捜査方法のことを、イギリス、およびイギリス法系の国々においてはホールディング・チャージと呼んでいる。そしてホールディング・チャージの中でも特に問題となるのが、警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものである。その後、新裁判官準則は身柄拘束中の尋問を認めたことから、ホールディング・チャージの不適切な使用の場合によつては取除いていたかもしれない。⁽³⁾しかし新裁判官準則下では告発後の取調べは同時記録が必要であるとされていたにもかかわらず、実務においてそれは困難であるとされ刑事らの間ではほとんど支持されていなかった。そしてホールディング・チャージは、習慣的に行われたのであった。⁽⁴⁾

統計によると、大多数の事件は二四時間以内に処理されていた。そういった事件では警察勾留は問題とならない。問題は、被疑者が黙秘権を行使するか否認を続けていて警察が自白を得ることができない状況で警察が告発する場合である。警察勾留に持ち込むことで、丸三日間本命かつ何の成果も得られていない他の事件について取調べができる。⁽⁵⁾そして警察勾留は圧制的であり、被疑者は不安に陥る。⁽⁶⁾警察署での取調べと警察署に身柄を拘束された時間が単に原

因で、犯してもいない犯罪について自白する被疑者が存在してきた⁽⁷⁾。ホールディング・チャージの使用や乱用は、警察の取調べを含む捜査の必要性と裁判所の許可なしに身柄を拘束されないという国民の自由を保護する必要性を調和させるといふテーマに関係している⁽⁸⁾。しかしながら治安判事裁判所は、警察勾留の請求を聞き入れがちである。そして多くの事件は、単に取調べの証拠によって事実審理にもたらされる⁽⁹⁾。

第一章第一節で述べたようにフィリップス委員会に提出された意見書において、ホールディング・チャージは本当の状況を歪曲する策略であるとも考えられることが指摘されていた⁽¹⁰⁾。まったく重大な犯罪に関係のない比較的軽微な犯罪を犯していて、その犯罪で告発され得ることを単に理由にして、謀殺といったような重大犯罪についての取調べを含む捜査を完遂するのに、警察がはるかにより長期間を持つようなことは不正であると考えられた⁽¹¹⁾。そしてホールディング・チャージを抑制する要因として、人身保護令状⁽¹²⁾、告発すべき段階を示す新裁判官準則前文^(d)⁽¹³⁾、勾留を命じる治安判事裁判所といったものが述べられていた。そしてこういった抑制要因は、新裁判官準則期の裁判所によって展開されてきたことでもあった⁽¹⁵⁾。

そして第一章第三節で述べたようにフィリップス委員会は、被逮捕者が逮捕する旨および逮捕理由を告知されなければならぬことを明文化すべきこと、逮捕理由は留置票に記録されるべきであること⁽¹⁶⁾、被逮捕者が警察署に引致された時点で、逮捕の正当性とその後の身柄拘束の継続の必要性について、留置場へと被疑者を受け取る警察官は審査することを明文化すべきこと、身柄拘束の継続の決定やその理由は留置票に記録されるべきであること、取調べを含む捜査のために留置することはいつでも必要とは限らないこと、単に他の犯罪を解明する目的のための逮捕に基づく留置の継続は許されないことなどを勧告していた⁽¹⁷⁾。そして新裁判官準則前文^(d)と新裁判官準則三条^(b)による取調べへの制限はホールディング・チャージによって潜脱され得るが、警察署への到着時およびその後の留置審査によつ

て十分かつ独立した保障が提供されると勧告していた。⁽¹⁸⁾

現在、ホールディング・チャージの中でも警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものに関して規制するのは、主にP A C E三一条⁽¹⁹⁾、三七条二項⁽²⁰⁾、四一条四項⁽²¹⁾、四八条⁽²²⁾である。

第二章第一節で述べたようにP A C E三一条と四一条四項にあたる法案についての審議の過程で、デービッド・メラ内務省政務次官は次のように述べていた。これら条項の意味するところは、逮捕後身柄拘束中に他の犯罪で逮捕することになった場合、黙秘権を告知しなければならず、そして他の犯罪について逮捕する旨および逮捕理由を告知することによって再び逮捕しなければならず、被疑者が逮捕下にあるのかどうか、または退去することについて自由であるのかどうかだけでなく、何の犯罪で逮捕下にあるのかについても被疑者が常に知っていることを確実にすることである。また被逮捕者を釈放し直ちに別罪で再び逮捕することで留置時計を0に戻すことは許されず、そして何度逮捕されたにしてもこの場合の留置のタイムリミットは、第一の犯罪での逮捕についての基準時から計られる⁽²³⁾。またダグラス・ハード内務省担当大臣は次のように述べていた。他の犯罪についての逮捕が第一の犯罪についての留置期間が終わるまで遅らされることは意図されていない⁽²⁴⁾。そして一九八〇年治安判事裁判所法二二八条の警察勾留⁽²⁵⁾が、他の犯罪についての取調べを含む捜査を容易にするために要求されてよい⁽²⁶⁾。ただし、バーミンガム氏は次のように述べていた。拘置所での勾留であれば警察官に会うことを拒否できるが、警察勾留ではその立場は異なる⁽²⁶⁾。

第二章第二節で述べたようにP A C E三四条二項にあたる法案についての審議の過程で、メラ氏は次のように述べていた。留置管理官にはP A C E三七条にあたる第二次法案三三条⁽²⁷⁾やP A C E四〇条にあたる第二次法案三六条⁽²⁸⁾に規定された審査義務が存在し、P A C E第四編にあたる第二次法案第四編⁽²⁹⁾の全体と実務規範を見た場合、留置管理官は積極的に活動することを要求される⁽³⁰⁾。また、被疑者がある警察署で身柄拘束されていて、他の警察がその被疑者は

別事件について令状が発されている者であると連絡をとってきたような場合、留置管理官は活動することを許されるべきである。⁽³¹⁾一つの地域から他の地域の警察署に留置中の被疑者を引き渡す必要があり、それによって他の事件が解明されるかもしれない場合に、警察官がこのような被疑者を必要期間留置することは不可欠である。⁽³²⁾そして比較的軽微な犯罪で人が身柄を拘束されて他の犯罪について取調べを含む捜査がなされるようなことは、意図されていないし法案の効果でもない。もしも他の犯罪についての証拠が明らかとなるのであれば、その人はP A C E三一条にあたる第二次法案二八条⁽³³⁾によって告発されるであろう。もしも警察が相対的に軽微な事件で被疑者を身柄拘束して、さらに重大な事件について被疑者が捜し求められていた証拠を与えられたが、彼を引き渡す目的で留置できなかったのであれば非現実的であろう。⁽³⁴⁾フィリップス委員会報告書は、他の犯罪を説明するために一つの犯罪で逮捕し留置することはできないと勧告していた。そして第二の犯罪についての逮捕を正当化する証拠が明らかとなった時点でのみ、第二の犯罪についての逮捕はあり得る。人が留置されるべきかどうかは、特定の犯罪のために逮捕する具体的な理由の価値と対照して判断されるべきであって、比較的軽微な罪状で逮捕してそれを他の犯罪の捜査に利用することは許されてはならない。⁽³⁵⁾

第二章第三節で述べたようにP A C E三七条にあたる法案についての審議の過程で、ハード氏は次のように述べていた。P A C E三七条にあたる第二次法案三三条はP A C E三一条にあたる第二次法案二八条の下で他の犯罪についてその署で逮捕される場合もカバーしており、逮捕がなされる機会に留置管理官はそれに関する証拠を調べなければならず、そして当該犯罪について告発するのに十分かを判断しなければならぬ。そしてこの条項は逮捕されていない犯罪についての証拠を得るための留置を考慮に入れておらず、もともと逮捕されていた犯罪とは別の犯罪について取調べを含む捜査を目的とする留置が必要なのであれば、その前にP A C E三一条にあたる第二次法案二八条の下で

再び逮捕することが必要である。⁽³⁶⁾

第二章第四節で述べたようにP A C E四一条五項にあたる修正案を、エルトン内務省担当大臣は次のように提案していた。第一地域において現に警察留置に付されている者につき、第二地域において犯罪により逮捕が求められており、かつその者が第一地域において当該犯罪に関して尋問を受けることなく第二地域へ引致されたときは、基準時はその者が第一地域において留置されている場所を離れたときから二四時間を経過したとき、またはその者が第二地域の警察署に最初に到着したときのうちいずれか早い時点とする。そして当該修正案は、合意された。⁽³⁸⁾

第二章第五節で述べたようにP A C E四八条にあたる第一次法案三九条⁽³⁹⁾、第二次法案四四条⁽⁴⁰⁾は、警察勾留は他の犯罪の取調べを含む捜査に制限されること⁽⁴¹⁾、必要がなくなり次第治安事裁判所に再び引致すること、被留置者に対する義務の対象であること⁽⁴²⁾、警察留置の審査の対象であることを盛り込んでいた。⁽⁴³⁾そしてP A C E四八条にあたる法案についての審議の過程で、ハード氏は次のように述べていた。告発後において他の犯罪を捜査する必要性は留置の継続理由ではなく、P A C E三八条一項にあたる第二次法案三四条一項⁽⁴⁴⁾の規定する条件の一つが適用されるのでなければ釈放しなければならず、また裁判所の前に引致された際に一九七六年保釈法の規定する保釈への例外の一つが適用されるのでなければ保釈されなければならない。⁽⁴⁵⁾そして警察が他の犯罪について取調べたいことを理由に保釈を不許可にするような保釈法上の基準は存在しておらず、ホールディング・チャージは警察勾留を許可するかどうかを判断する裁判所によって抑制される。⁽⁴⁶⁾そして被疑者が警察に協力する意思のないことを勾留審理の際に言えば、裁判所は警察勾留を命じることはない。⁽⁴⁷⁾また、バーミンガム氏は次のように述べていた。警察勾留と拘置所での勾留の大きな違いは、拘置所であれば警察官に会うことを拒否できるし、⁽⁴⁸⁾会うにしても立会人を強く要求できることである。そして拘置所であっても取調べのための設備は十分に存在する。⁽⁴⁹⁾また取調べの同時記録によって、ホールディング・

チャージは抑制される。⁽⁵⁰⁾

第二節 PACEによるホールディング・チャージの規制状況

一 PACE三一条、四一条四項、五項

ホールディング・チャージの中でも警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」⁽⁵¹⁾を目的とするものに関しては、PACEによって次のように規制されると考えられている。

警察留置中の被疑者を釈放したとしても他の犯罪により逮捕されると認めるときには、警察官はそれら犯罪で逮捕しなければならないことをPACE三一条は規定し⁽⁵²⁾、そして留置期間の基準時は最初の犯罪の逮捕で警察署に到着した時点であるといったことを、PACE四一条四項は規定している。被疑者がどの犯罪について逮捕されているのかを明らかにすること⁽⁵⁵⁾、そして最初に逮捕された犯罪について告発、保釈され、その後直ちに他の犯罪で再び逮捕されることで留置の基準時を0に戻す可能性をなくすことが、これら条項の狙いである⁽⁵⁶⁾。そして犯罪の数に関係なく、留置の延長を許可する令状に関するPACE四三条の下で治安判事に引致されるまでの時間は同じである⁽⁵⁸⁾。被逮捕者は逮捕の際PACE二八条の下で、逮捕する旨および逮捕理由について告知されなければならないこととされ⁽⁶⁰⁾、また、一九八四年、一九九一年、および一九九五年実務規範C一〇条三項は、黙秘権の告知が逮捕下の者に与えられることを規定している⁽⁶²⁾。これには、PACE三一条の言う他の犯罪で被逮捕者を再び逮捕する場合も含まれるとされている⁽⁶³⁾。またPACE三一条は警察官に自由裁量を認めておらず⁽⁶⁴⁾、他の犯罪により逮捕されると認めるときは逮捕しなければならない⁽⁶⁵⁾。関連しない事件について被疑者が尋問されていることにソリシターが気がつく場合があるが、警察は他の犯罪について被疑者を再び逮捕し黙秘権を告知しない限り、他の関連しない事件について被疑者を留置したり尋問し

たりできない。⁽⁶⁶⁾ として告発前の留置管理官の義務に関するP A C E三七条七項⁽⁶⁷⁾や警察留置の審査に関するP A C E四〇条⁽⁶⁸⁾と結合することによって、P A C E三一条と四一条四項はホールディング・チャージの放棄を導いているとも言われた。⁽⁶⁹⁾

また他の犯罪が他の所轄地域（第二地域）のものである場合には、最初の逮捕がなされた所轄地域（第一地域）で当該他の犯罪に関する取調べがなされていないことを条件に、他の犯罪についての基準時は、その者が第一地域において留置されている場所を離れたときから二四時間を経過したとき、またはその者が第二地域の警察署に最初に到着したときのいずれか早い時点であると、P A C E四一条五項⁽⁷⁰⁾は規定している。その際、第一地域で留置中に第二地域の犯罪が発覚すると、まずP A C E三一条で逮捕される。そして第一地域の犯罪で告発後第二地域に引致されるまでの間は、第二地域の犯罪のために警察留置の制限に関するP A C E三四条二項⁽⁷¹⁾と告発前の留置管理官の義務に関するP A C E三七条二項⁽⁷²⁾の下で留置される。⁽⁷³⁾

二 P A C E三七条二項

逮捕と告発の間において尋問その他の捜査のために被疑者を留置する明白な権限を、P A C Eは規定している。イギリスの法規において、逮捕と告発の間の期間への明白な法律による言及は、P A C Eが初めてなした。被逮捕者が告発される前に留置される理由は、逮捕理由となった犯罪に関する証拠を収集もしくは保全するため、またはその者の尋問によってそのような証拠を得るため、その者を告発することなく留置しておくことが必要であると留置管理官が信じる合理的な理由があることであると、P A C E三七条二項は規定している。⁽⁷⁴⁾ すなわち被疑者が逮捕下にある犯罪についての尋問と捜査のためにだけ告発前に留置され得ることを、P A C E三七条二項は明らかにしている。⁽⁷⁵⁾ そし

てソリシターは、尋問の関連性について警察官に質問することができる⁽⁷⁶⁾。ただし被疑者は、告発⁽⁷⁷⁾後には他の犯罪について尋問され得る⁽⁷⁸⁾。こうしてP A C E三七条二項は、ホールディング・チャージと相容れない規定となっている⁽⁷⁹⁾。

三 P A C E四八条

告発するに足る証拠が存在する犯罪については告発しなければならず、告発後については一九八〇年治安判事裁判所法一二八条がP A C E四八条⁽⁸⁰⁾によって改正されている。もともと一九八〇年治安判事裁判所法一二八条七項は、警察勾留の目的について明確に規定していなかった⁽⁸¹⁾。しかし今や警察勾留は、他の犯罪についての取調べを含む捜査に制限されている。他の犯罪について取調べを含む捜査をするために留置する必要性がなくなれば、留置を命じた治安判事裁判所に再び引致されなければならない⁽⁸²⁾。また警察勾留中は、被留置者に対する留置管理官の義務に関するP A C E三九条⁽⁸³⁾が適用される。そして警察留置の審査に関するP A C E四〇条が適用される。このようにして警察勾留をP A C Eに同調させている⁽⁸⁴⁾。この警察勾留は、勾留の日からその後の裁判所出廷の日までの間になされる⁽⁸⁵⁾。

たとえば被疑者が九六時間留置後に告発され、告発後の留置管理官の義務に関するP A C E三八条一項および二項⁽⁸⁶⁾の下で治安判事裁判所の前に引致されるのを待つために四八時間留置される。そしてその後警察勾留されることで合計二一六時間身柄拘束される可能性がある⁽⁸⁷⁾。このような身柄拘束中に明らかとなる他の犯罪について逮捕しなければならないというP A C E三一条は、被疑者が犯したかもしれない犯罪を解明するのに用いられる⁽⁸⁸⁾。また告発後の尋問の禁止に関する一九八四年実務規範C一七条五項⁽⁸⁹⁾は、告発後における別の犯罪についての尋問を制限していなかった⁽⁹⁰⁾。そして警察勾留中も、P A C Eの保障は受ける。留置管理官の前への引致の時点に関する一九八四年実務規範C一七条一項⁽⁹¹⁾、逮捕の通知をさせる権利に関するP A C E五六条⁽⁹²⁾、法的助言を受ける権利に関するP A C E五八条⁽⁹³⁾など

の保障も受ける。⁽⁹⁴⁾

警察勾留に関係者の同意が必要であることは明文化されていないが、関係者の同意のある場合にだけ警察勾留はなされる。拘留所の方が設備もよく、警察官に会うことを拒否できることから拘留所での勾留と警察勾留の違いは大きい。そして告発後にさらに取調べを含む捜査をする必要性というものは、裁判所が保釈を不許可にする理由とはなっていない。保釈の許可、不許可の判断は、一九七六年保釈法に定められた基準に従って判断される。⁽⁹⁵⁾

四 その他関連条項

PACE 四一条⁽⁹⁶⁾、四二条⁽⁹⁷⁾、四三条、四四条⁽⁹⁸⁾によって、警察留置はほとんどの事件において二四時間まで可能であり、また重大な逮捕可能犯罪⁽⁹⁹⁾の事件においては九六時間まで可能である⁽¹⁰⁰⁾。ただしこの九六時間は、段階的により上級の者による審査の後にのみ到達され得る。おおまかに言うと、PACE 四〇条によって警部以上の階級の警察官は、最初に留置が許可された時点から六時間以内に警察留置の審査を行わなければならない、また二回目の審査を一五時間以内に行わなければならない。そしてPACE 四二条によって警視以上の階級の警察官は、基準時後二四時間以内に留置継続を許可しなければならない。そしてPACE 四三条によって治安判事裁判所は、三六時間以内に留置の延長を許可する令状を発しなければならない。そしてPACE 四四条によって再び七十二時間以内に留置継続令状の留置時間の延長をしなければならない⁽¹⁰¹⁾。また、たとえば被疑者が強姦罪のような重大な逮捕可能犯罪で逮捕され、PACE 三七条二項の下で留置中に不法目的侵入罪のような逮捕可能犯罪について自白するような場合、被疑者はまずPACE 三一条で逮捕されなければならない。そして強姦罪については捜査が終了したが、不法目的侵入罪については捜査が必要である場合に、PACE 四二条、四三条、四四条によって留置が継続されたり延長されたりするべきではない。強姦罪で告

発され得るのであれば裁判所の前に引致されなければならず、P A C E 四八条によって改正された一九八〇年治安判
事裁判所法一二八条の下で、他の犯罪について取調べを含む捜査を可能にする警察勾留(102)がなされるべきである。

また無令状逮捕された被疑者は、P A C E 三七条一項(103)、七項、一〇項(104)によって警察署に到着した段階で告発するの
に足る十分な証拠があるのかどうかを留置管理官によって判断され、もしもあれば直ちに告発される。留置管理官が
留置の継続を承認する場合、P A C E 三七条四項、五項(105)によって被疑者は留置理由の告知を受けるほか、留置延長が
必要とされる理由の告知を受け、その後も留置理由がなくなった場合において他に留置の正当化理由がないのであれ
ば P A C E 三四条二項に従って留置管理官によって釈放されなければならない。また尋問を中止しなければならぬ
時点を一九八四年実務規範 C 一一条二項は規定していた。そして留置管理官の前への引致の時点を一九八四年実務規
範 C 一七条一項は規定していた。さらに留置管理官は、逮捕の理由となった犯罪について被逮捕者を告発するに足り
る十分な証拠があると判断するとき、告発、または告発することなく保釈により、もしくは保釈によらず釈放しな
ければならないと、P A C E 三七条七項は規定している。そして P A C E 四〇条によって最初に留置が許可された時
点から六時間以内、その後九時間ごとの留置審査が要求され、さらにこの警察留置の審査は告発後であっても要求さ
れる(106)。また P A C E 三八条によって被疑者は、告発後においては原則保釈か保釈によらずして警察留置から釈放され
なければならぬ。そして告発後警察留置を続けられている者は、P A C E 四六条(107)によって告発後実行可能な限り速
やかに、かつその告発後最初の開廷時まで、治安判事裁判所へと引致されなければならず、通常それは翌日まで
ある(108)。そして保釈するべきでない特別の理由のない限り保釈される。勾留される場合でも、通常は拘留所で勾留され
る(109)。

告発前の留置の間において、被疑者は P A C E によってさまざまな権利を与えられている。その中で最も重要な

は、取調べの間の法的助言者の立会いを含む無料の法的助言の権利を、被疑者は告知されなければならないということである。いったん被疑者が何らかの犯罪で告発されると法的助言へのアクセスは遅滞され得ないというルールによって、ホールディング・チャージはある程度まで規制される⁽¹¹⁷⁾。

またPACEシステムの要は、被疑者の留置に法定の責任を持つ留置管理官である。留置管理官による監督によって被疑者への捜査官のアクセスはコントロールされ、被疑者を留置する責務と犯罪を捜査する責務は、まったく別々に維持される予定になっている。留置管理官は、ホールディング・チャージの使用といった実務をコントロールすることについて重大な役割を果たしている⁽¹¹⁸⁾。

その他にも、裁判官準則期においてホールディング・チャージといった捜査方法への抑制要因として裁判所が展開していたような、不法な逮捕⁽¹¹⁴⁾や留置⁽¹¹⁵⁾に対する人身保護令状⁽¹¹⁶⁾、不法拘禁に対する損害賠償請求⁽¹¹⁷⁾、実務規範に違反して獲得された証拠の裁判官による排除⁽¹¹⁸⁾といったことがある⁽¹¹⁹⁾。

第三節 裁判官準則期における議論とPACEとの関連

旧裁判官準則期におけるホールディング・チャージを巡る議論は、ホールディング・チャージ抑制理論の礎を築いていた⁽¹²⁰⁾。リーチンスキー対クリスティー事件判決のスコット控訴院裁判官(Scott L.J.)の見解⁽¹²¹⁾、同事件についてのグランヴィル・ウィリアムズ法学博士(Glanville L. Williams, LL.D.)の見解⁽¹²²⁾、罪状が変更する場合の新たな罪状での逮捕またはその変更について告知しなければならないということを要求した。またシールブルック事件判決⁽¹²³⁾およびディック事件判決⁽¹²⁴⁾と、クリスティー対リーチンスキー事件判決のシモンズ裁判官(Lord Simonds)の見解⁽¹²⁵⁾は、身柄拘束理由の告知と黙秘権の告知のリンクを要求した。そして新裁判官準則期における議論⁽¹²⁶⁾を経てPACE三一条は、

PACE二八条および実務規範C一〇条三項⁽¹²⁸⁾と連動することでこれら要求を明文化した。そしてこのような罪状が変更する場合の新たな罪状での逮捕またはその変更についての告知義務の要求であるとか、身柄拘束理由の告知と黙秘権の告知のリンクの要求といったことは、第二章第一節で述べたように警察・刑事証拠法案審議の過程で、メラリー氏によって述べられていた。⁽¹³⁰⁾

またPACE四一条四項は、留置期間の基準時は最初の犯罪の逮捕で警察署に到着した時点であるといったことを規定した。被逮捕者を釈放し直ちに別罪で再び逮捕することで留置時計を0に戻すことは許されず、そして何度逮捕されたにしてもこの場合の留置のタイムリミットは、第一の犯罪での逮捕についての基準時から計られることになった。そしてこのようなことは、第二章第一節で述べたように警察・刑事証拠法案審議の過程で、メラリー氏によって述べられていた。⁽¹³¹⁾

また新裁判官準則期における議論⁽¹³²⁾を経て、逮捕理由となった犯罪に関する証拠を収集もしくは保全するため、またはその者の尋問によってそのような証拠を得るため、その者を告発することなく留置しておくことが必要であると信じる合理的な理由があることが、被逮捕者が告発される前に留置される理由であるとPACE三七条二項は規定した。⁽¹³³⁾そして被疑者が逮捕下にある犯罪についての尋問と捜査のためにだけ告発前に留置され得るということは、第一章第三節で述べたようにフィリップス委員会によって勧告⁽¹³⁴⁾され、第二章第三節で述べたように警察・刑事証拠法案審議の過程で、ハード氏によって述べられていた。⁽¹³⁵⁾

またPACEシステムの要は被疑者の留置に法定の責任を持つ留置管理官であり、留置管理官はホールディング・チャージの使用といった実務をコントロールすることについて重大な役割を果たしている。⁽¹³⁶⁾これについて警察署への到着時およびその後の留置審査がホールディング・チャージを抑制すると、第一章第三節で述べたようにフィリップ

又委員会は勧告し⁽¹³⁷⁾、またP A C E三一条の下で他の犯罪について逮捕される場合も、逮捕の機会に留置管理官は証拠を調べて告発するのに十分かを判断しなければならないということが、第二章第三節で述べたように警察・刑事証拠法案審議の過程で、ハード氏によって述べられていた⁽¹³⁸⁾。

このように告発前においては、ホールディング・チャージに対する法的規制は厳しいものになったように思われる⁽¹³⁹⁾。しかし他の犯罪についての取調べを含む捜査は、告発後に行うことが意図されていたようである⁽¹⁴⁰⁾。新裁判官準則期における議論⁽¹⁴¹⁾を経て、一九八〇年治安判事裁判所法一二八条はP A C E四八条によって改正された。そしてそこでの警察勾留の主たる目的は、他の犯罪についての取調べを含む捜査である⁽¹⁴²⁾。しかし警察勾留には治安判事裁判所による許可が必要であり、また警察勾留中もP A C E三九条の留置管理官の義務やP A C E四〇条の留置審査の対象である。治安判事裁判所による抑制は、第一章第一節で述べたように内務省によるフィリップス委員会への意見書⁽¹⁴³⁾や第二章第五節で述べたように警察・刑事証拠法案審議の過程で、ハード氏によって述べられていた⁽¹⁴⁴⁾。また警察勾留中の留置管理官の義務や留置審査による抑制は、第一章第三節で述べたようにフィリップス委員会の勧告⁽¹⁴⁵⁾や第二章第五節で述べたように警察・刑事証拠法案審議の過程において述べられていた⁽¹⁴⁶⁾。

以上のような議論の経過を辿るとき、裁判官準則期におけるホールディング・チャージを巡る議論は、P A C E制定の際に活かされることになったと言つことができる。ホールディング・チャージの中でも警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものに関して主に規制するP A C E三一条、三七条二項、四一条四項、四八条は、裁判官準則期におけるホールディング・チャージを巡る議論にその源を持つていたことが明らかになったと言える。そしてこれら条項を巡るその後の実態について検討することが必要であると思われるが、それについては別の機会に検討することとしたい。

- (1) イギリスでは二〇世紀初頭において身柄拘束中の被疑者取調べは許されていなかったが実際には取調べをした警察官があり、その際の任意性を確保するために黙秘権の告知が問題となっていた。しかし実際には黙秘権だけでは十分な保障にはならなかった。その後 P A C E は身柄拘束中の被疑者取調べを許した。さらに黙秘権を保障するために、「テープ録音やソリスターの立会いといった被疑者への保障制度を導入した」「鮎越澄弘」「続イギリス法幻視考を読みなす」「狭山差別裁判二八二号三六頁（一九九七年）」。ただし、イギリスにおける被疑者取調べ時間は、日本よりも短時間である。被疑者取調べは、少なくとも被疑者の弁解の場となり得る可能性がある（岡田悦典「イギリスの捜査弁護」刑法雑誌三九巻一三七三頁（一九九九年））。
- (2) H. C., Hansard, Standing Committee E, 21 February 1984, col. 1274.
- (3) Id. col. 1274.
- (4) Id. cols 1274-1275.
- (5) Id. col. 1275.
- (6) Id. cols 1274, 1276.
- (7) H. C., Hansard, 3 May 1983, col. 190.
- (8) Home Office, EVIDENCE TO THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE Memorandum No 1V THE LAW AND PROCEDURES RELATING TO THE DETENTION AND TREATMENT OF PERSONS IN POLICE CUSTODY, 1978, para. 78.
- (9) H. C., supra note 2, col. 1278.
- (10) Association of Chief Police Officers of England, Wales and Northern Ireland, EVIDENCE TO THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE INTRODUCTION & PART ONE THE INVESTIGATIVE PROCESS PRECEDING CRIMINAL TRIALS, 1978, para. 6.41.
- (11) Home Office, supra note 8, para. 80.
- (12) L. H. Leigh, MEMORANDUM OF EVIDENCE TO THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE, at 24.
- (13) Home Office, supra note 8, para. 9.
- (14) Id. para. 78.
- (15) 拙稿「イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」立命館法学二七七号八三八頁（二〇〇一年）。参照：高窪真人

「取調のための逮捕と逮捕後の身体検査——イギリス判例紹介——英米法学二六号九——頁(一九八五年)。

- (9) The Royal Commission on Criminal Procedure REPORT (Cmd 8092), 1981, para. 3.87.
- (10) *Id.* para. 3.77.
- (11) *Id.* para. 4.114.
- (12) L. H. Leigh, *Police Powers in England and Wales*, 2nd ed., 1985, at 104; Vaughan Bevan and Ken Lidstone, *A Guide to the Police and Criminal Evidence Act 1984*, 1985, at 163-164, 221.
- (13) Leigh, *id.* at 51, 103-104; L. H. Leigh, *DETENTION AND QUESTIONING, PUBLIC LAW*, 1985, at 415; David Dixon, *Law in Policing: Legal Regulation and Police Practices*, 1997, at 148.
- (14) Bevan and Lidstone, *supra* note 19, at 163-164.
- (15) Martin Iller and George Goodwin, *Criminal Litigation*, 1985, at 72-73, 236; Bevan and Lidstone, *id.* at 221.
- (16) H. C., *supra* note 7, cols 188-189. 参照: H. C., Hansard, Standing Committee E, 2 February 1984, cols 933-934, 936; H.L., Hansard, 18 October 1984, cols 1134-1135.
- (17) *Id.* 2 February 1984, cols 933-934.
- (18) *Id.* cols 933-934. 参照: *Id.* cols 936-937.
- (19) *Id.* cols 934-935.
- (20) *Police and Criminal Evidence Bill* [Bill 44], 26 October 1983, at 27-28.
- (21) *Id.* at 31-33.
- (22) *Id.* at 26-42.
- (23) H. C., Hansard, Standing Committee E, 7 February 1984, col. 1005.
- (24) *Id.* col. 1005.
- (25) *Id.* col. 1009. 参照: *Id.* cols 1006-1007.
- (26) [Bill 44], *supra* note 27, at 23.
- (27) H. C., *supra* note 30, cols 1006-1007.

- (35) *Id.* col. 1009.
- (36) H. C., Hansard, Standing Committee E, 9 February 1984, col. 1081. 参照: H. C., *supra* note 23, cols 936-937. またクリスチャー対リーチンスキー事件判決のシモンズ裁判官 (Lord Simonds) によってホールディング・チャージは許容されていた [Christie v. Leachinsky [1947] A. C. 573, at 583] が、あの犯罪について取調を容ゆることが、ホールディング・チャージとしてのまったく別罪と評価されるのは適切な理由とは非なりと断絶的に考えられた [Martin Dockray, *NOTES OF CASES ARREST FOR QUESTIONING: THE MODERN LAW REVIEW*, vol. 47-6, 1984, at 732].
- (37) Police and Criminal Evidence Bill (303-1), 16 October 1984, at 7-8.
- (38) H. L., *supra* note 23, cols 1134-1135.
- (39) Police and Criminal Evidence Bill [Bill 16], 17 November 1982, at 35.
- (40) [Bill 44], *supra* note 27, at 41.
- (41) 参照: H. C., *supra* note 2, cols 1270-1273; H. L., Hansard, 9 July 1984, cols 694-695.
- (42) 参照: H. L., *id.* cols 694-695.
- (43) 参照: H. C., *supra* note 2, cols 1272-1274, 1279; H. L., *id.* cols 694-696.
- (44) [Bill 44], *supra* note 27, at 28-29.
- (45) H. C., *supra* note 2, col. 1274.
- (46) *Id.* cols 1274, 1277.
- その一方で、ロンドン・ゲート事件は、警察勾留されるといふことは裁判所が尋問を必要と考えていることを暗示していた [H. L., *supra* note 41, col. 696].
- (47) H. C., *id.* col. 1274.
- (48) 参照: H. C., *supra* note 23, cols 934-935.
- (49) H. C., *supra* note 2, col. 1273. 参照: H. C., *supra* note 2, cols 1276, 1278-1279.
- (50) *Id.* cols 1274-1275.
- (51) 取調へであるとか取調への記録に関する規範がどの領域に及ぶのかといふことから、何が「取調へ」を構成するのかといふ問題は困難を引

を起りつづけた[Michael Zander, THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984, 3rd ed., 1995, at 184-185].

参照：一九八四年実務規範C指導注記二一A、一九九一年実務規範C指導注記二一A、一九九五年実務規範C二一A項A。

- (52) 「PACE」三二条 警察官は、(a) 犯罪により逮捕された者が、(ii) その逮捕の結果として警察署に引致された場合において、(b) 釈放したとしても他の犯罪により逮捕されると認めるときは、この犯罪によりその者を逮捕しなければならぬ[1984 c. 60, at 276].

参照：土屋正三「イギリスの新「警察及び刑事証拠法」略説(一)」警察研究五六巻二二四二七頁(一九八五年)、藤井紀雄「The Police and Criminal Evidence Act 1984 概説」法学の諸問題四六九頁(一九八七年)、法務大臣官房司法法制調査部編(三井誠・井上正仁訳)・イギリス警察・刑事証拠法ノイギリス犯罪訴訟法三三—三四頁(一九八八年)。

- (53) この条項を、フレイリンス委員会報告書における勧告[REPORT, supra note 16, para. 3.61 (以下)後に生じたと言われている[James Bowman (ED), Halsbury's Statutes of England and Wales, vol. 12, Criminal Law, 4th ed., 1985, at 980].

- (54) 「PACE」四二条四項 二項の規定は、三二条の規定により逮捕された者について適用する。ただし、逮捕または逮捕されたところの最初の逮捕の理由となつた犯罪による逮捕または最初の逮捕の理由となつた犯罪により逮捕されたときと読み替へる[1984 c. 60, at 277].

参照：土屋正三「イギリスの新「警察及び刑事証拠法」略説(三)」警察研究五七巻二四二五頁(一九八六年)、藤井・前掲註(52)四六九頁、法務大臣・前掲註(52)四六頁。

- (55) Charles Wegg-Prosser, *The police and the law*, 3rd ed., 1986, at 109.

- (56) Bevan and Lidstone, supra note 19, at 163.

- (57) 参照：法務大臣・前掲註(52)四八一—五二頁。

- (58) Michael Zander, *THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984*, 1985, at 44; 2nd ed., 1990, at 69; 3rd ed., 1995, at 78-79; A. T. Draycott and A. P. Carr (ED), *STONES JUSTICES' MANUAL 2000*, vol. 1, 2000, at 296.

(59) 被逮捕者に逮捕する旨および逮捕理由を告知する「モンロー」が、明文化されるべきであることを、フレイリンス委員会は勧告していた。そして「J」では、クリスティー対リーチキンスキー事件判決のサイモン子爵の見解が引用されていた[REPORT, supra note 16, para. 3.87; The Royal Commission on Criminal Procedure *THE INVESTIGATION AND PROSECUTION OF CRIMINAL OFFENCES IN ENGLAND AND WALES: THE LAW AND PROCEDURE* (Cmd 8092-I), 1981, para. 52]. そして「C」三二条が、その勧告を明文化しつつ50[Zander, id. 1990, at 65; 1995, at 74].

なおPACE二八条は 次のように規定されている。

「PACE二八条

一項 五項に定める場合を除き、逮捕する旨を告知せずに人を逮捕したときは、逮捕後実行可能な限り速やかに、逮捕した旨を被逮捕者に告知しない限り、その逮捕は違法となる。

二項 警察官による逮捕については、逮捕の事実が明白であると否かを問わず、前項の規定を適用する。

三項 五項に定める場合を除き、逮捕するとき、または逮捕後実行可能な限り速やかに、逮捕の理由を被逮捕者に告知しない限り、その逮捕は違法となる。

四項 警察官による逮捕については、逮捕の理由が明白であると否かを問わず、前項の規定を適用する。

五項 本条の規定は、(a)逮捕または(b)その理由の告知を行う前に、対象者が逃走したため、その告知を行うことが合理的に実行可能でないと思われる場合には、その告知を行うことを要求するものを解してはならない」[1984 c6/ut 2759]。

参照：土屋・前掲註⁵²二五―二六頁、藤井・前掲註⁵²四六八頁、法務大臣・前掲註⁵²三二頁、酒巻匡「イギリス刑事司法法の改革(6)——一九八四年警察・刑事証拠法及び一九八五年犯罪訴追法を中心に——逮捕および留置(その一)」ジュリスト九五〇号八二―八四、八六―八七頁(一九九〇年)、森雅仁「英国における捜査手続^⑤」捜査研究四七二号七九頁(一九九一年)など。

(26) Greg Powell and Chris McGrath, *The Police and Criminal Evidence Act 1984*, 1985, at 82; Howard Levenson and Fiona Fairweather, *Police Powers: a practitioner's guide*, 2nd ed., 1990, at 104; 3rd ed., 1996, at 143. 参照：酒巻匡「イギリス刑事司法法の改革(7)——一九八四年警察・刑事証拠法及び一九八五年犯罪訴追法を中心に——逮捕および留置(その二)」ジュリスト九五二号八七頁(一九九〇年)など。

(61) 「実務規範C一〇条三項 犯行を理由とする逮捕にあたっては、黙秘権を告知しなければならない。ただし、(a)被逮捕者の状態、または拳動のために、黙秘権を告知することができない場合、または(b)一〇条一項により、既に逮捕の直前に黙秘権を告知されている場合は、この限りではない」[Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 66)CODES OF PRACTICE OF PRACTICE, 1985, at 53; Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 66)CODES OF PRACTICE REVISED EDITION, 2nd ed., 1991, at 56; Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 60 (1) (a) and s. 66)CODES OF PRACTICE REVISED EDITION, 1995, at 50*]

参照：渥美東洋「イギリスの警察および刑事証拠法の「実務規範」(一)」判例タイムス五九五号二五頁(一九八六年)。

イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて(和田) 一一四三(一四五)

なお黙秘権の告知は、諸々の段階でなされる〔参照：実務規範〇一〇条など〕。

- (62) 森・前掲註(5)八〇頁、森雅二「英国における捜査手続」①「捜査研究四十四号六三—六四頁(一九九一年)。
- (63) Leigh, supra note 19, at 131; Jack English and Richard Gard, Butterworths Police Law, 1985, at 48, 54; 2nd ed., 1988, at 50, 56; 3rd ed., 1991, at 52, 60; 4th ed., 1994, at 49, 69; 6th ed., 1999, at 57, 76; Chris Lethem, POLICE DETENTION, 2nd ed., 1998, at 74.
- (64) Christopher L. Ryan and Katherine S. Williams, POLICE DISCRETION, PUBLIC LAW, 1986, at 287.
- (65) M. D. A. Freeman, Police and Criminal Evidence Act 1984, 1985, at 60-64; M. D. A. Freeman, POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984, Peter Allsop (ED), CURRENT LAW STATUTES ANNOTATED 1984, vol. 4, 1985, at 60-64; T. C. Walters and M. A. O'Connell, A Guide to THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984, 1985, at 45-46; Hargreaves and Levenson, supra note 60, at 82-83; Levenson and Farweather, supra note 60, at 105; at 143. 参照：酒巻剛「イギリス刑事司法の改革(8)——一九八四年警察・刑事証拠法及び一九八五年犯罪訴追法を中心として——逮捕および留置(その三)」シトリスト九五三号七四頁(一九九〇年)。
- (66) Lethem, supra note 63, at 74.
- (67) 「PACE」三七条七項、四一、四二条七項に定める場合を除き、留置管理官は、逮捕の理由となった犯罪について被逮捕者を告発するに足りる十分な証拠があると判断するときは、(a)被逮捕者を告発し、または(b)被逮捕者を告発するごとくその者を保釈し、もしくは保釈によらずに釈放しなければならない。〔1984 c. 60, at 2766〕。
- 参照：法務大臣・前掲註(5)三九頁など。
- (68) 参照：法務大臣・前掲註(5)四一—四五頁、酒巻・前掲註(6)八六頁。
- (69) Bevan and Lidstone, supra note 19, at 164; Vaughan Bevan and Ken Lidstone, The Investigation of Crime: A Guide to Police Powers, 1991, at 265-266; 2nd ed., 1996, at 301.
- 他方、ホールディング・チャーンを規制しようとする見解もあつた〔John Marston and Robin E. Nottidge, Police Powers and Duties: A Practical Guide to Police and Criminal Evidence Act 1984, 1985, at 29〕。
- (70) 「PACE」四一、四二条五項。(a)イングランドおよびウェールズの一つの所轄地域(以下『第一地域』と言つ)において現に警察留置に付されてゐる者につき、(b)イングランドおよびウェールズの他の所轄地域(以下『第二地域』と言つ)において、犯罪により逮捕が求められておゝか、(c)その者が、第一地域において当該犯罪に関する証拠を収集するための尋問を受けることなく、当該犯罪の捜査のため第二地域へ引致され

るときは、基準時は、(i)その者が第一地域において留置されている場所を離れたときから二四時間を経過したとき、または(ii)その者が第一地域の警察署に最初に到着するときのいずれか早い時点とする。[1984 c. 60, at 2773-2774].

参照：土屋・前掲註(54)二五頁、法務大臣・前掲註(52)四六頁。

(71) 「PACE」三四条二項 次項に定める場合を除き、留置管理官は(a)警察留置に付されている者について、その留置理由が消滅したと認める場合において、(b)本編の規定によりその留置を続ける正当化理由が他に認められないときは、四項に定める場合に当たらない限り、直ちにその者の釈放を命じなければならない。[1984 c. 60, at 2763].

参照：土屋・前掲註(54)一八一―一九頁、藤井・前掲註(52)四七―二頁、法務大臣・前掲註(52)三六頁。

(72) 「PACE」三七条二項 留置管理官は、前項にいう十分な証拠がないと判断するときは、被逮捕者を保釈によりまたは保釈によらずに釈放しなければならない。ただし、逮捕の理由となった犯罪に関する証拠を収集もしくは保全するため、またはその者のへの尋問によつてそのような証拠を得るため、その者を告発することなく留置しておくことが必要であると信じる合理的な理由があるときは、この限りでない。[1984 c. 60, at 2766].

参照：土屋・前掲註(54)一〇頁、藤井・前掲註(52)四七―二頁、法務大臣・前掲註(52)三六頁。

(73) Bevan and Lidstone, *supra* note 19, at 197-201; Bevan and Lidstone, *supra* note 69, at 309-312; at 353-357.

(74) Michael Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 4th ed., 1984, at 158-159; 5th ed., 1988, at 182-183; 6th ed., 1993, at 185-186; 7th ed., 1996, at 160; 8th ed., 1999, at 172.

(75) Mike Maguire, *EFFECTS OF THE "P. A. C. E." PROVISIONS ON DETENTION AND QUESTIONING*, *The British Journal of Criminology*, vol. 28-1, 1988, at 23-24; Ed Cape, *Sufficient evidence to charge? Mean?* [1999] *Crim. L. R.* 874, at 875. *Without Charge: What Does "Sufficient Evidence to Charge" Mean?* [1999] *Crim. L. R.* 874, at 875.

またPACE三十条一項二項ごうの条項は、他の犯罪を解明するためだけに人は留置されるべきではないというハリップス委員会報告書の動世[REPORT, *supra* note 16, para. 377]を反映している[St John A. Robillard and Jenny McEwan, *Police Powers and the Individual*, 1986, at 161].

(76) Chris Lethem, *POLICE DETENTION*, 1991, at 62; 2nd ed., 1998, at 129.

(77) 一般的に告発後は尋問なれなくと考へらるべきである。なぜなら告発された時点で被疑者は観念的には裁判官の支配下にあり、警察官は血の

職務を全つたと自らをみなすへきであるからたと言われている〔Zander, supra note 74, 1996, at 109, 参照。マイケル・サンダー「Duty Solicitor 制度の成立と被疑者の権利」英国法語并護士制度視察報告書（〇頁（一九九一年））】。

(72) Dixon, supra note 20, at 148.

(73) Leigh, supra note 19, at 51, 103-104; Leigh, supra note 20, at 415; Dixon, id. at 148; Peter Murphy (ED), BLACKSTONE'S CRIMINAL PRACTICE, 3rd ed., 1993, at 866-867; 4th ed., 1994, at 876-877; 5th ed., 1995, at 892; 6th ed., 1996, at 892; 7th ed., 1997, at 902-903; 9th ed., 1999, at 944; 10th ed., 2000, at 964-965; 11th ed., 2001, at 984. 参照。L・H・リー（秋田真志 = 上石圭一訳）「イギリスにおける留置と取調」国際比較法シリーズ国際人権法・英米刑事手続法九六頁（一九九一年）。

(80) 「PACE四八条 一九八〇年治安判事裁判所法二二八条の規定は、次のとおり改正する。(a)七項中『警察官による留置』とあるのは『警察署における留置』と改める。(b)七項の次に次の一項を加える。『八項 前項の規定により、人を警察署において留置する場合には、その者の取扱い、次の各号の定めるところによる。(a)他の犯罪について取調べを含む捜査をするため留置の必要があるときを除き、その者の留置を続けることはできない。(b)留置を続けるときは、留置の必要がなくなり次第、その者を留置を命じた治安判事裁判所に再び引致しなければならない。』(c)その者は、一九八四年警察・刑事証拠法三九条の規定する義務（被留置者に対する義務）の対象となる被留置者として取扱わなければならない。(d)その者の留置は、同法四〇条の規定する定期の審査（警察留置の審査）に付す。』」〔1984 c. 60, at 2782-2783〕。

参照。土屋・前掲註(54)三三頁、法務大臣・前掲註(55)五五頁。

(81) Freeman, supra note 65, at 60-91-60-92; at 60-91-60-92.

そしてこの警察勾留は、ホールディング・チャージのためにも使用されたし、遠方の拘留所へ依頼人が移される前にソリシターが依頼人に会うためにも使用された。Beyan and Lidstone, supra note 19, at 221; Beyan and Lidstone, supra note 69, at 336; at 385。しかし過去においては他の犯罪についての取調べを含む捜査がその主たる目的であった〔Freeman, id. at 60-92; at 60-92〕。

(82) Zander, supra note 58, at 61; at 90; at 105.

(83) 参照。法務大臣・前掲註(52)四一四三頁。

(84) Freeman, supra note 65, at 60-10, 60-91; at 60-10, 60-91.

(85) Beyan and Lidstone, supra note 19, at 221; Beyan and Lidstone, supra note 69, at 336; at 385.

(86) 参照。法務大臣・前掲註(52)四〇一四一頁。

(25) Freeman, *supra* note 65, at 60-92; Robilliard and Melwani, *supra* note 75, at 165-166. 参照: 多田辰也「被疑者取調べとその適正化(三・完)」立教法字三〇号六四頁(一九八八年)「被疑者取調べとその適正化(一九九九年)所収」。

(26) Bevan and Lidstone, *supra* note 19, at 221; Bevan and Lidstone, *supra* note 69, at 336-337; at 385-386.

(27) 「一九八四年実務規範」一七条五項 ある犯行で告発されたか、その犯行を理由に訴追されるかもしれないこの告知を受けた後は、その犯行に関する尋問を被拘束者にしてはならない。ただし、第三者または公共に対する侵害ないし損害を予防もしくは最小限のものにするためまたは前になされた返答ないし供述のあいまいな点を明らかにするために必要な場合、または告発の後、もしくは訴追されるかもしれない旨を告知された後に判明した犯行に関する情報につき尋問し、それについてコメントする機会を与えることが司法の利益に合する場合は、その限りではない。かかる尋問をする前に被拘束者には「〇条四項の文言で黙秘権を告知しなければならない」(CODES, *supra* note 61, 1985, at 63)。
参照: パトリック・ネブリン(児島武雄訳)・警察・検察と入権一九一頁(一九六九年) 渥美・前掲註(61)二八頁。
なお当該条項は、かつての新裁判官準則三三三(6)「Peter Mirfield, CONFESSIONS, 1985, at 130」。

また当該条項は、後の一九九一年実務規範の一六条五項「CODES, *supra* note 61, 1991, at 67」一九九五年実務規範の一六条五項「CODES, *supra* note 61, 1995, at 64」による。

(28) Mirfield, *id.* at 150-151; Walters and O'Connell, *supra* note 65, at 76; Gordon Van Kessel, *The Suspect as a Source of Testimonial Evidence: A Comparison of the English and American Approaches*, *The HASTINGS LAW JOURNAL*, vol. 38-1, 1986, at 46.

(29) 「一九八四年実務規範」一七条一項 警察官が、被拘束者を訴追するのに足る証拠があると思料するときは遅滞なく、被拘束者を、その後被拘束者の告発の是非を検討する責任を負う留置管理官の前に引致しなければならぬ。その結果とられる措置は、被拘束者が少年または精神障害者または精神病者であるときは、適切な成人の立会いを得て行われなければならない」(CODES, *supra* note 61, 1985, at 62)。

参照: 渥美・前掲註(61)二八頁。

当該条項の規範案については、参照: Home Office, DRAFT CODE OF PRACTICE FOR THE DETENTION, TREATMENT AND QUESTIONING OF PERSONS BY POLICE OFFICERS, 1982, para. 18.1; Revised DRAFT, 1983, para. 19.1; 3rd DRAFT, 1983, para. 19.1; 4th DRAFT, 1984, para. 17.1; 5th DRAFT, 1985, para. 17.1.

また当該条項は、後の一九九一年実務規範の一六条一項「CODES, *supra* note 61, 1991, at 66-67」一九九五年実務規範の一六条一項「CODES, *supra* note 61, 1995, at 63」による。そこでは、ホールディング・チャーシに関連してZander, *supra* note 74, 1993, at 191;

イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャーシについて(和田) 一一四七(一四九)

1996, at 164-165; 1999, at 176)。

- (92) 参照、法務大臣・前掲註52(六)一六四頁。
 - (93) 参照、法務大臣・前掲註52(六)一六七頁。
 - (94) Miller and Goodwin, supra note 22, at 72-73.
 - (95) Levenson and Fairweather, supra note 60, at 130; at 182.
- イギリスにおける保釈制度については、参照、三島龍「イングランド・ウェールズの保釈制度」季刊・刑事弁護二四号七二一七六頁（二〇〇〇年）な⁹⁴。
- (96) 参照、法務大臣・前掲註52(四)一四七頁。
 - (97) 参照、法務大臣・前掲註52(四)一四八頁。
 - (98) 参照、法務大臣・前掲註52(五)一五二頁。
 - (99) 重大な逮捕可能犯罪とは、内乱、謀殺、故殺、強姦、誘拐、逮捕可能犯罪により人に対する重大な傷害、財産に対する重大な損害など重大な結果を生じた犯罪といったものをいう（PACE一六条、附則第五）。「重大な損害」とは、全事情に照らして被害者にとってそれが重大であることをいう（PACE一六条七項）。たとえば、年金受給者から五〇ポンド奪えばたかが五〇ポンドでも「重大」となる可能性がある
[Zander, supra note 74, 1996, at 135]。
 - (100) さらにテロリズム防止法（Prevention of Terrorism Act）は、七日間までの留置を許している。またPACE四一―四五条の制定過程については、参照、酒巻・前掲註60(八)一八九頁。
 - (101) Dixon, supra note 20, at 147.
- なお警察・刑事証拠法案審議の過程における答弁によると、基準時後二六時間を超える留置を行うための要件である治安判事裁判所の令状の発付の審査において、令状発付の請求を受けた裁判所は被疑者の取調べに対する対応状況を検討する権限を有し、しかも証拠により裁判所が、被疑者は警察官の尋問すべてまたはほとんどに黙秘しており、留置継続の真意がこの黙秘を破ることにあると判断する場合は、裁判所は請求を却下するということであった「森雅仁「英国における捜査手続（四）」警察学論集四三巻一一号一三四頁（一九九〇年）」。すなわち、PACEにおいて取調べのための留置が明文で承認されたが、これは黙秘している被疑者をその黙秘を破るために留置することまで認めるものではないという意味であるということであった「森雅仁「英国における捜査手続¹⁶」捜査研究四八〇号一〇五頁（一九九一年）」。

(102) Bevan and Lidstone, *supra* note 19, at 203-204, 208; Bevan and Lidstone, *supra* note 69, at 315-316; at 360-361, 365-366.

(103) 参照、法務大臣・前掲註(52)三八頁。

(104) 参照、法務大臣・前掲註(52)三九頁。

(105) 参照、法務大臣・前掲註(52)三九頁。

また、留置管理官が留置を認めるときには、実行可能な限り速やかに犯行について尋問するに先立って、その者に留置の理由を告知しなければならない(一九八四年実務規範〇三条三項〔CODES, *supra* note 61, 1985, at 40〕。後の一九九一年実務規範〇三条四項〔CODES, *supra* note 61, 1991, at 41〕。一九九五年実務規範〇三条四項〔CODES, *supra* note 61, 1995, at 31-32〕)。そしてその者の留置理由は、実行可能であれば彼の面前で記録されなければならない(一九八四年実務規範〇三条一〇項〔CODES, *id.*, 1985, at 41〕。後の一九九一年実務規範〇三条一七項〔CODES, *id.*, 1991, at 43〕。一九九五年実務規範〇三条一七項〔CODES, *id.*, 1995, at 34〕)。

参照、Owusu Emmanuel Abebrase, Uptali Cooray, Frances Burton and Jonathan Haines, CRIMINAL LITIGATION, 1994, at 31; 2nd ed., 1996, at 123. 渥美・前掲註(61)一〇一―一二頁、森・前掲註(62)六六―六七頁。

(106) PACE四三條一四項は、留置延長請求を基礎づける理由において、犯罪の性質、被疑者逮捕の理由となった証拠の一般的な性質、どのような捜査が行われ、今後どのような捜査が行われる予定なのかを述べ、そしてさらに捜査を行うために被疑者の留置の継続が必要であると信じるべき理由に関する資料を提出することを要求している。これらの事由は、当該被疑者にその者に対する被疑事実の内容を十分に知らせることになるはずであるし、準備のための時間という問題はあるものの、そのソリシターに対しては、異議事由が存在する留置に対する効果的な異議申立を可能にするはずである(リー・前掲註(79)一〇一頁)。

(107) 一九八四年実務規範〇二条二項 犯行について人に取調べを含む捜査をしている警察官が、その者に訴追がなされると信じ訴追が成功するに足る証拠があると信じるときには、速やかに、遅滞なく、尋問を中止しなければならない(〔CODES, *supra* note 61, 1985, at 54〕)。

参照、渥美・前掲註(61)二五頁。

また当該条項は、後の一九九一年実務規範〇二条四項〔CODES, *supra* note 61, 1991, at 58〕。一九九五年実務規範〇二条四項〔CODES, *supra* note 61, 1995, at 53-54〕である。

(108) 警察留置の審査の実態に付いては、参照、Ed Cape, *Defence Services: What Should Defence Lawyers do at Police Stations?*, Mike McConville and Lee Bridges (ED.), *Criminal Justice In Crisis*, 1994, at 195-196. ナイウィッチ・ディクソン=キース・ボトムリー=クライヴ・コー

イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて(和田) 一一四九(二五一)

マン＝マーティン・ギル＝デイウィット・ウォール(上石圭一訳)「イギリスにおける警察留置中の被疑者の権利の保護」国際比較法シリーズ国際人権法・英米刑事手続法一四九頁(一九九一年)。

(109) 参照: 法務大臣・前掲註52(五)一五三頁。

(110) 土曜日の夕方に告発される場合、日曜日を挟んで月曜日の朝に移監される「サンダー・前掲註77」二〇頁。

(111) 参照: 森雅仁「英国における捜査手続(三)」警察学論集四三巻一―二九頁(一九九〇年)、森雅仁「英国における捜査手続」¹³⁾捜査研究四七六号七九―八〇頁(一九九一年)、高部道彦「英国の刑事施設における未決被拘禁者と弁護人の接見」罪と罰三二巻三号七七一―七八頁(一九九四年)。

(112) 一九八四年実務規範C附則B〔CODES, supra note 61, 1985, at 66-67〕。後の一九九一年実務規範C附則B〔CODES, supra note 61, 1991, at 71-73〕。一九九五年実務規範C附則B〔CODES, supra note 61, 1995, at 69-71〕。参照: David Dixon, COMMON SENSE, LEGAL ADVICE AND THE RIGHT OF SILENCE, Public Law, 1991, at 247.

またイギリスの捜査弁護については、参照: 岡田悦典「被疑者刑事弁護に関する一試論(一)―(5・完)」、行政社会論集二二巻一―一〇四頁、二号一―一〇二頁、三号八三―一七三頁、二巻二号一―三三頁、三号三五―七四頁(一九九八―一九九九年)。「被疑者弁護権の研究(二〇〇一年)所収」、岡田・前掲註1(六五―七六頁)、丸島俊介「被疑者弁護に関する意見交換会第九回・第一〇回イギリス・フランスの刑事手続と刑事弁護の制度」季刊・刑事弁護二〇号一六―一六三頁(一九九九年)、ロジャー・イード「イングランド・ウェールズの刑事手続における証拠開示、刑弁情報」二〇号二一―五八頁(二〇〇〇年)、エド・ケープ(福島至訳)「アンケート」¹⁴⁾「アンケート」¹⁵⁾など、あなたならどうしますか? 弁護人に聞くそれぞれの役割観【海外編】イングランドおよびウェールズ」季刊・刑事弁護三二巻七―七九頁(二〇〇〇年)など。

(113) Richard Clayton and Hugh Tomlinson, Civil Actions Against the Police, 1992, at 193; Dixon, supra note 20, at 147-148.

(114) 拙稿「イギリス旧裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」立命館法学二七三号二二四―八頁(二〇〇一年) 拙稿・前掲註(15)八三―八頁。

(115) 参照: Tony Gifford and Paddy O'Connor, *Habeas Corpus*, Legal Action Group Bulletin, August 1979, at 182.

(116) PACE五一条¹⁶⁾。参照: Zander, supra note 74, 1996, at 164.

(117) 参照: R.J. Sharpe, *The Law of Habeas Corpus*, 2nd ed., 1989.

(118) 参照: Wershof v. Metropolitan Police Comr [1978] 3 All E. R. 540; Allen v. Metropolitan Police Comr [1980] Crim. L. R. 441; Reynolds

v. Metropolitan Police Comr [1982] Crim. L. R. 600; J. Marston, *Remedies for Wrongful Process*, Law Society's Gazette, 17 November 1982, at 1458; Zander, *supra* note 74, 1996, at 159.

(119) PACE六七条一項。参照 Zander, *id.* at 103-104. 井上正仁＝長沼龍良「イギリスにおける刑事手続改革の動向(三)」, ジュリスト七六号(一九九一年)・マイケル・ザンダー(江尻隆＝戸塚悦朗訳)「英国司法制度の改革・マイケル・ザンダー教授のプレゼンテーション」, 自由と正義四三巻二号一五六頁(一九九二年)・鯉越溢弘「黙秘権と刑事弁護」季刊・刑事弁護二号一六三頁(一九九五年)・エド・ケープ(庭山英雄訳)「イギリスにおける警察当番弁護士制度」, 専修法学論集六七号七九頁(一九九六年)など。

(120) PACEや実務規範は被疑者への保障制度として、秘密交通権、秘密交通権の遅延は最大限でも三六時間、法的助言を受ける権利についての告知、被疑者が法的助言を要求する場合原則として助言を受けるまで取調べはできないこと、弁護人は「指台」であっても当番弁護士であっても無料であること「戸塚悦朗」・「イギリス当番弁護士制度から学ぶ」, 法学セミナー四四六号五五頁(一九九二年)・ソリスターの取調べへの立会い、当番弁護士制度、逮捕されたことを誰かに通知すること、取調べのテープ録音、留置記録、留置中の者への情報提供、取調べ記録(書式要約)、被疑者の供述が取調べの前後関係以外でなされる場合であっても記録は関連する供述すべてに対してなされなければならないこと、事件を担当しているのは逮捕官や取調べであり監査管理官は被拘禁者が適切に処遇されることに責任を負うこと「ザンダー・前掲註119」二五四―五五頁)・連続二四時間といった取調べはできないことなどを規定している。

また別件逮捕・勾留の事例である狭山事件の刑事手続上の問題点とイギリス法とを比較したものとして、参照 鯉越溢弘「続イギリス法幻視考を読みなおす」・狭山差別裁判二八三号三九頁(一九九七年)。

- (121) 拙稿・前掲註114)二四九―二五二頁。
- (122) Leachinsky v. Christie [1946] 1 K. B. 124, at 133, 135.
- (123) Glanville L. Williams, *Requisites of a Valid Arrest* [1954] Crim. L. R. 6, at 17.
- (124) R. v. Sebroke [1932] 4 D. L. R. 116, at 119; [1932] O. R. 575, at 579.
- (125) R. v. Dick [1947] 2 D. L. R. 213, at 224-225.
- (126) Christie v. Leachinsky, *supra* note 36, at 593.
- (127) 拙稿・前掲註15)八二〇―八二七頁。
- (128) Hargreaves and Levenson, *supra* note 60, at 82; Levenson and Fairweather, *supra* note 60, at 104; at 143. 参照 酒巻・前掲註(9)八七頁

44v°

- (81) Leigh, supra note 19, at 131; English and Card, supra note 63, at 48, 54; at 50, 56; at 52, 60; at 49, 69; at 57, 76; Lethem, supra note 63, at 74.
- (82) H. C., supra note 7, cols 188-189, 参照: H. C., supra note 23, cols 933-934; H. C., supra note 30, cols 1006-1007, 1009; H. L., supra note 23, cols 1134-1135.
- (83) H. C., supra note 7, cols 188-189, 参照: H. C., supra note 23, cols 933-934, 936; H. L., id. cols 1134-1135.
- (84) 控權・前掲註(5)八〇四—八〇八頁。
- (85) Zander, supra note 74, at 158-159; at 182-183; at 185-186; at 160; at 172.
- (86) REPORT, supra note 16, para. 3.77, 参照: Robillard and McEwan, supra note 75, at 161.
- (87) H. C., supra note 36, col. 1081, 参照: H. C., supra note 23, cols 936-937; H. C., supra note 30, col. 1009.
- (88) Dixon, supra note 20, at 148.
- (89) REPORT, supra note 16, para. 4.114.
- (90) H. C., supra note 36, col. 1081.
- (91) 新裁判官準則は逮捕と告発の間の尋問を許す一方で、警察は告発前の身柄拘束中の取調べについて時間を引き延ばし、裁判所もその傾向を同調していた。その結果、PACE制定前の二〇年間において警察はかなりの自由を許されていた。警察・刑事証拠法案は警察権限を拡張するよりもむしろ不明確な既存の権限を規制しようとし、内務省は迷った。[Home Office, Police and criminal evidence bill briefing guide, 1983, at 39; Rev., 1984, at 41]。法案は特に告発前の留置の権限を増やしてあるが、むしろ無制限の権限を規制していた。この内務省の見解を懐疑的に受け取る者もあったが、内務省の見解は正しかった。かなりの事実上無制限と言ったこの期間の尋問のための身柄拘束が許されていたことについては、政府は法案審議の過程 [H. C., Hansard, Standing Committee J, 22 February 1983, cols 813-882; 24 February 1983, cols 883-952; 1 March 1983, cols 953-1032] に鑑みなければならない [David Wolchover, *The Police Bill and the Scope of Existing Powers of Detention for Questioning*, The Law Society's Gazette, 23 November 1983, at 2978-2982; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, WOLCHOVER and HEATON: ARMSTRONG ON CONFESSION EVIDENCE, 1996, at 114-117]。

参照: 小山雅也「刑事手続と」刑法雑誌三三卷四七八頁(一九九四年)。

- (140) H. C., *supra* note 23, cols 933-934, 936-937.
- 事実、P.A.C.E.施行後の実態調査によれば、留置管理官は捜査官に対して被疑者を告発するよう圧力をかける一方で、告発後において捜査官への便宜をはかっていることが指摘されている。そしてそういった実態は、ホールディング・チャージを奨励する危険があることが指摘されている。[A. K. Bottomley, C. A. Coleman, D. Dixon, M. Gill and D. Wall, *The Impact of P.A.C.E.: Policing in a Northern Force*, 1991, at 116].
- (141) 拙稿・前掲註(15)八二七—八二九頁。
- (142) 警察留置のタイムリミットは九六時間であるが、それを潜脱するためにホールディング・チャージを使用する可能性がある。[Wolchover and Heaton-Armstrong, *supra* note 139, at 161].
- (143) Home Office, *supra* note 8, para. 78.
- (144) H. C., *supra* note 2, cols 1274, 1277.
- (145) REPORT, *supra* note 16, para. 4.114.
- (146) H. C., *supra* note 2, cols 1272-1274, 1279; H. L., *supra* note 41, cols 694-696.